

第2 目標達成のための具体的な取組

施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進

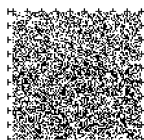
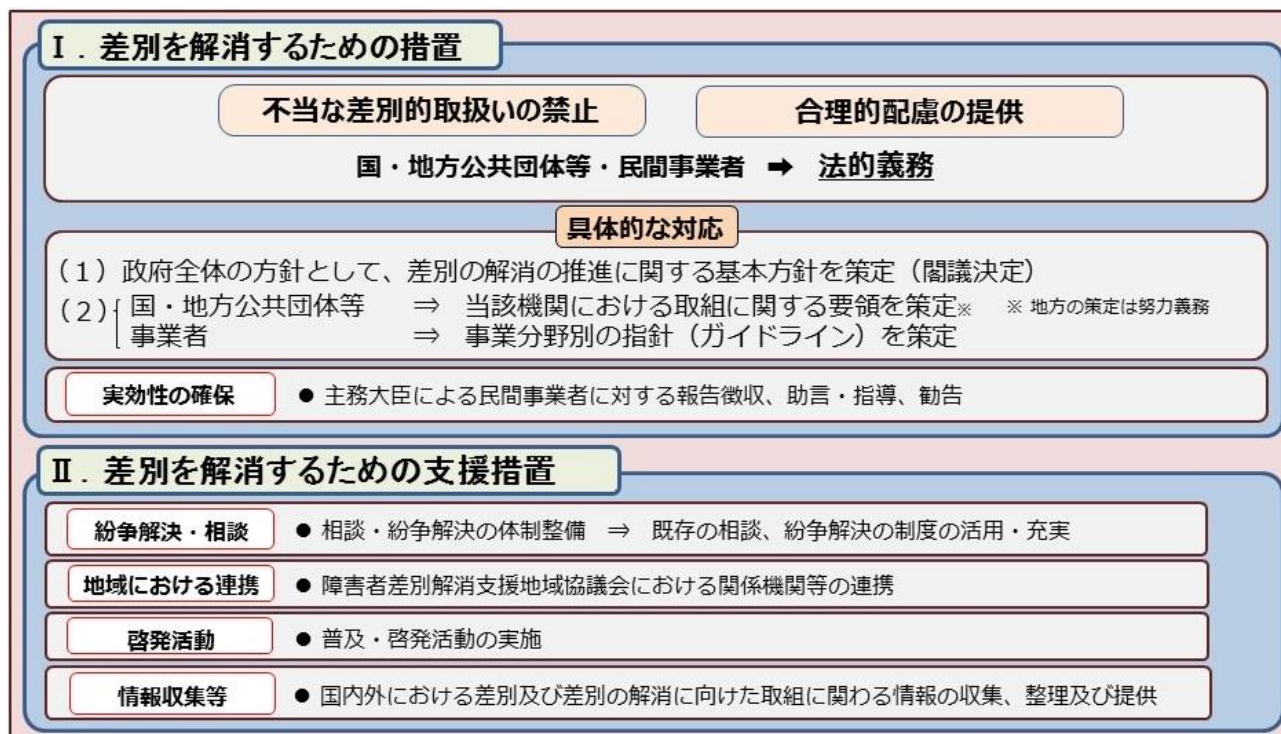
1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組

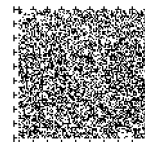
(1) 障害者差別の解消を推進する取組

現状と課題

(障害者差別解消法の制定について)

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。
- その後、令和3年には障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。今後、改正障害者差別解消法に基づく基本方針を基に、障害者への差別の解消に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

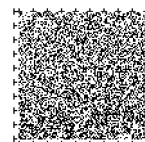




- 障害者差別解消法では、障害者基本法と同様、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの、とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた上で、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を社会的障壁と定義し、その除去を進め、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら生活できるようにする必要があると規定しています。
- 合理的配慮は、個別の事案ごとに、障害の特性、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、都民一人ひとりが法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。
- また、それぞれの場面で、障害当事者と事業者が建設的な対話を通じ相互理解を深めていくには、障害当事者自身においても合理的配慮に関する理解が重要となります。また、合理的配慮を的確に行うには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも必要です。
- 不当な差別的取扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどをいい、法により禁止されています。
- 法において、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないとされており、行政機関等は、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供についても義務化されています。
- 障害者雇用促進法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められ、各々の民間の事業主等は、国の指針等を踏まえて対応することとされています。

（東京都障害者差別解消条例について）

- 東京都は、障害者差別解消法の施行を契機に、東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置、差別解消ハンドブックの作成などにより、法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、自らも、行政サービスの主体として適切に対応できるよう、職員対応要領を策定しています。
- また、障害者への差別の解消を一層進めていくために、これらの取組に加え、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「障害者差別解消条例」



という。)を制定(平成30年10月施行)し、全ての都民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること、障害者が社会を構成する一員として社会活動等に参加する機会が確保されること、性別や年齢等による障害者の複合的困難への適切な配慮がなされること等を基本理念とし、取組を推進しています。

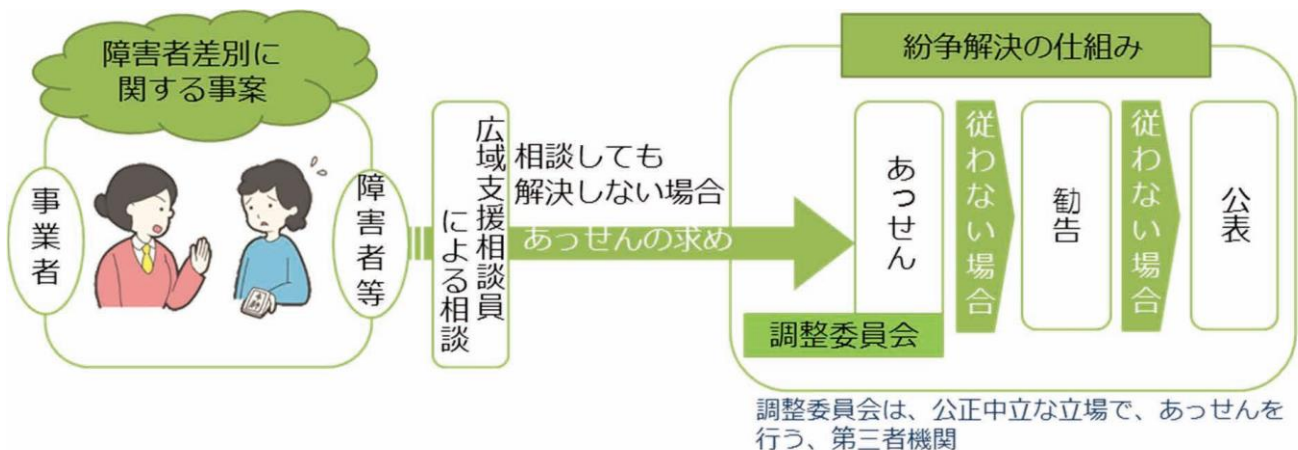
- 障害者差別解消条例の制定により、東京都は、国に先駆けて民間事業者における合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談・紛争の解決の仕組みを整備し、障害を理由とする差別に関する相談を専門に受け付ける広域支援相談員を配置しています。また、あわせて、情報保障の推進や、都民及び事業者の障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っています。

【障害者差別解消法と都条例の比較】

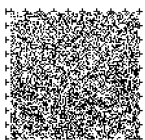
	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	義務*	義務

※令和6年4月1日から義務となります。(それ以前は「努力義務」)

障害者差別解消条例における紛争解決の仕組み



※相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。第三者機関である調整委員会が、公正中立な立場であっせんを行い、従わない場合は、勧告・公表を行うことができる仕組みです。



取組の方向性

(行政サービス等における配慮等)

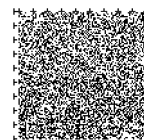
- 事業者等が障害者差別解消法・障害者差別解消条例を正しく理解し、適切に障害者への差別解消に向けた取組を進めるよう、東京都は、障害者への差別解消に関する相談事例を広く周知するなど、事業者等の主体的な取組に資する支援を行います。
- 東京都自らも、行政サービスの主体として、東京都が行うあらゆる分野における事務・事業で、合理的配慮が適切に提供されるよう、バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修等を着実に進めていきます。
- また、東京都選挙管理委員会においては、選挙のお知らせの点字版・音声版の配布等を行っており、関係法令の改正を踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に引き続き努めていきます。
- 投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保のため、郵便等投票の周知、病院や障害者支援施設等における不在者投票等の充実を図ります。また、スロープの設置や車いすの配置等による投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に引き続き取り組みます。

(障害者差別解消法・障害者差別解消条例の普及啓発)

- 東京都は、引き続き、広く都民、事業者に対して、障害者への差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法・条例の趣旨の普及を図っていきます。
- また、障害者への差別の解消を進めるには、障害者が困ったり支援が必要なときに意思表示や相談ができるよう、障害者差別解消法・障害者差別解消条例の趣旨や相談・紛争解決の仕組み等について、障害者本人の理解を促進することも重要です。東京都は、漫画やイラストを入れたパンフレットの「分かりやすい版」を活用するなど、今後も、障害者への普及啓発に取り組んでいきます。



(障害者差別解消条例普及啓発
パンフレット「分かりやすい版」表紙)



主な施策

<障害者差別の解消を推進する取組>

■ 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業〔福祉局〕

障害に関する知識や、障害特性に応じた援助の方法などを掲載したホームページによる情報発信を行うほか、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。

■ 東京都職員採用試験・選考制度〔総務局 人事委員会事務局〕

障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験・選考実施面での配慮を行うとともに、障害者を対象とする採用選考を実施します。

(1) 障害者採用選考の実施

障害者を対象とする採用選考を実施します。(平成29年度から、従来の身体障害者に、知的障害者及び精神障害者を対象に加えて実施しています。)

(2) 受験上の配慮

採用試験・選考において、点字受験(試験問題の音声読み上げ併用可)、拡大文字受験(視覚障害者対象)、パソコン・ワープロ受験(上肢障害者対象)に対応します。

■ 公職選挙実施に伴う障害者への配慮〔選挙管理委員会事務局〕

選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行います。《法令に基づく施策》

(1) 点字による投票(公職選挙法47条)

(2) 代理投票(同法48条)

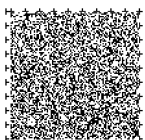
(3) 指定施設での不在者投票(同法施行令55条)

(4) 政令で定める者の郵便等投票(同法施行令59条の2)

(5) 上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票(同法施行令59条の3の2)

■ 駐車禁止規制の適用除外措置〔警視庁〕

移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所(法定駐車禁止場所を除く。)でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付します。



■ 東京都立大学における社会福祉学の研究・教育〔総務局〕

東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学教室及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実します。

■ 広聴活動の充実〔政策企画局〕

世論調査、都政モニター、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図ります。

■ 入学試験受験条件の整備・充実〔総務局〕

東京都立大学において、受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていきます。

■ 学修環境の充実〔総務局〕

東京都立大学において、障害のある学生の学修支援を進めます。また、相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、支援機器の整備、点字図書の実施、教材の点訳等を進めます。

■ 人的サービスの充実〔総務局〕

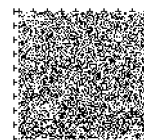
東京都立大学において、障害のある学生に対する、学修や移動の補助を行うための支援スタッフの配置を図るとともに、パソコンノートテイク・学内移動支援等の人的サービスの充実を図ります。

■ 【新規】共生社会実現に向けた意識啓発推進事業〔福祉局〕

(1) イベントキャラバン

2025年の東京でのデフリンピック開催を契機に共生社会実現に向けた障害者理解促進を更に進めていきます。これまでの施策が届かなかった無関心層に対する普及を促進させるため、子供を含めたファミリー層や若者を中心に幅広い層が集まる場へ出向いて、興味を持ってもらえるよう観客とコミュニケーションを取りながら会話が中心のイベントを実施します。

(2) 都立大学と連携し、調査等を実施することにより、共生社会の実現に向けた効果的な取組等を検討する一助とします。

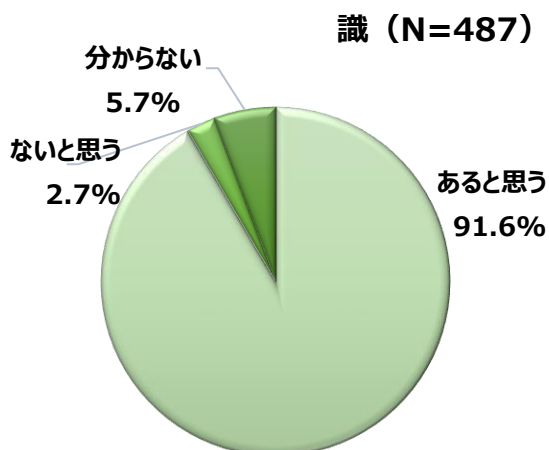


(2) 障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進

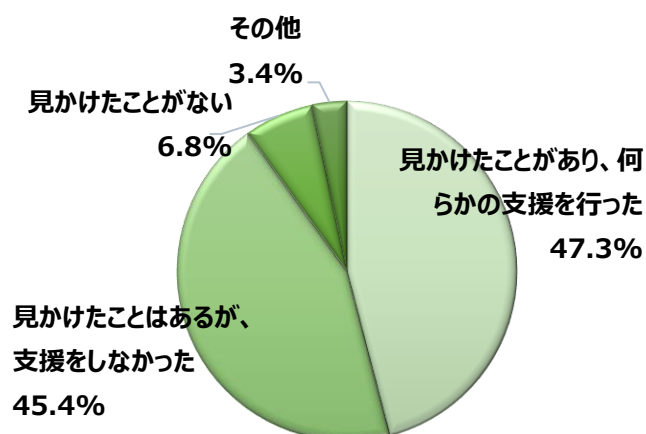
現状と課題

- 平成 30 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、「まわりの人の障害者に対する理解不足」を挙げた割合は、身体障害者で 9.2%、知的障害者で 20.3%、精神障害者で 21.8%、難病患者で 8.0%でした。
- 令和 3 年度インターネット都政モニターアンケートでは、「世の中に、障害のある方に対する差別や偏見があると思う」が 91.6%となっており、障害者に対する理解は十分とは言えない状況です。

障害のある方に対する差別や偏見についての意識 (N=487)



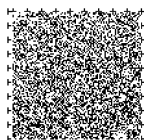
障害のある方を支援した経験 (N=205)



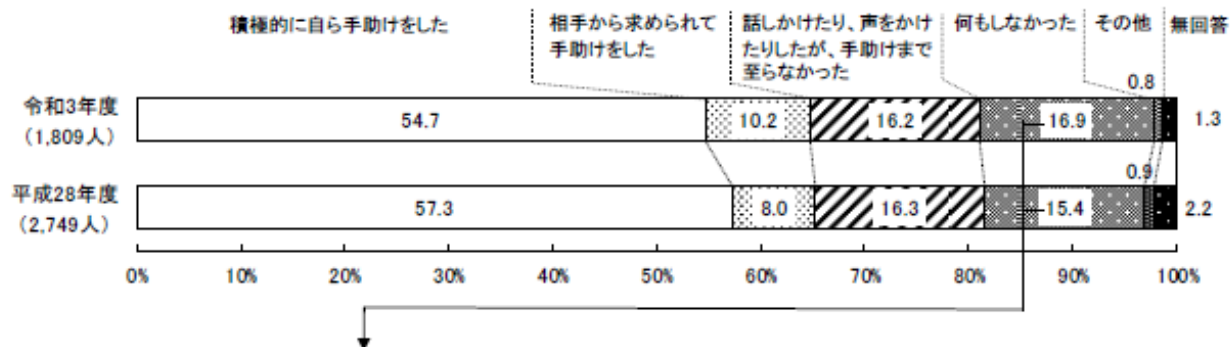
(令和 3 年度第 4 回インターネット都政モニターアンケート「東京都障害者差別解消条例等について」)

(令和 4 年 2 月 生活文化スポーツ局発表)

- 令和 3 年度東京都福祉保健基礎調査「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）」では、高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児を連れた方などが困っているところを見かけた時に積極的に自ら手助けをした人が 54.7%だった一方で、何もしなかった人（16.9%）のうち、「手助けをしてよいものかわからなかった」は 46.2%、「手助けの方法がわからなかった」は 13.1%となっています。

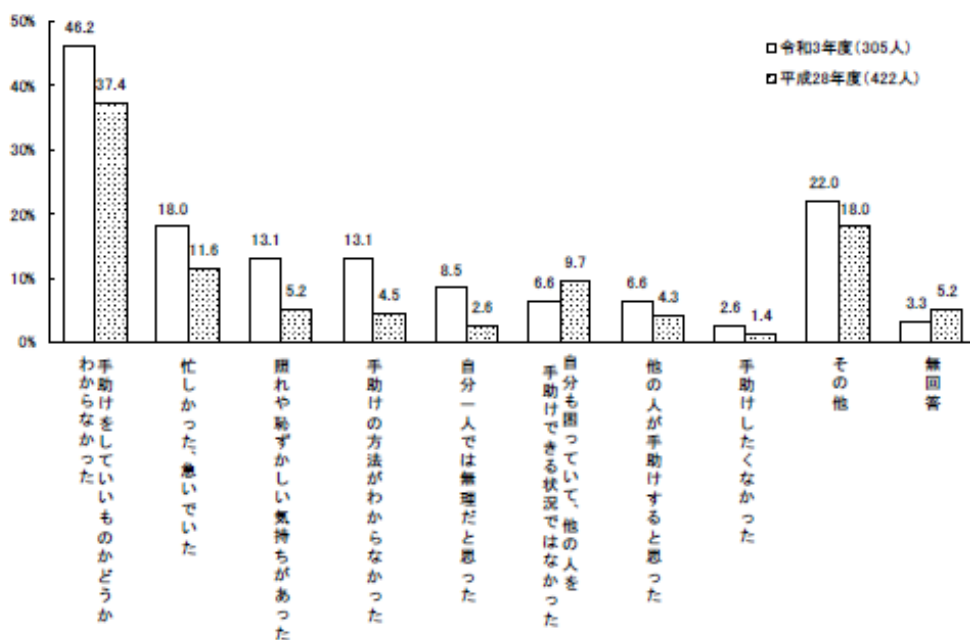


図Ⅱ-7-11 外出先で困っている人を見かけたときの行動—平成28年度調査との比較



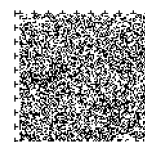
図Ⅱ-7-12 困っている人を見かけたときに何もしなかった理由〔複数回答〕

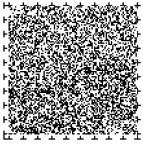
—平成28年度調査との比較



(令和3年度東京都福祉保健基礎調査「都民の生活実態と意識(福祉のまちづくり等)」報告書より作成)

- また、援助や配慮を必要としている人が、配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」や、支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及に引き続き取り組むとともに、都民がより自然に支援を行うことができるよう、ツール開発や環境の整備を進めていくことが必要です。



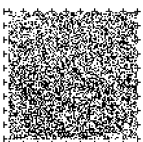


- 「全ての都民が共に暮らす共生社会」を実現するためには、全ての都民が、様々な心身の特性や考え方について、相互に理解を深め、支え合えるよう「心のバリアフリー」を推進することが重要です。
- また、障害者に対する偏見や誤解の解消には、都民等が、障害や障害の特性を理解し、障害者が日常生活や社会生活を営む上での困難さについて、自らの身近な問題として考え、行動に移すことが重要です。
- 将来の社会の担い手である児童や生徒が、人々の多様性を理解し、思いやりの心を育む教育を充実するとともに、さまざまな場面において、都民等が障害及び障害者について理解を深めるための取組を推進する必要があります。
- 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（以下「東京2025デフリンピック」という。）の開催も踏まえ、障害の理解を促す教育の推進や手話人材の育成を進め、誰もが個性を生かし、力を発揮できる共生社会の実現を目指すことが重要となります。
- 全ての都民が、お互いの多様性を理解し、尊重し支え合いながら共に生活する共生社会の実現が望まれます。

取組の方向性

（障害及び障害者への理解促進）

- 東京2025デフリンピックが開催されることも踏まえ、障害への関心が高まる機会をとらえ、多くの都民が集まる場に出向いて理解促進イベントを実施するなど、障害及び障害者の理解を促進するための取組を行っていきます。
- また、都民等が障害や障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を理解し、援助の方法等を知ることができるよう、合理的配慮の好事例等を盛り込んだ事例集の配布等を行います。
- 将来の社会の担い手である児童や生徒が、障害及び障害者への理解を深めることも重要です。東京都は、児童や生徒が人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する教育の推進について、区市町村の取組を支援します。
- 毎年12月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークの紹介や、都民の理解と協力を呼びかけるポスターの作成・配布を行います。



- また、障害に関する知識や障害特性に応じた援助の方法等について、ホームページによる情報発信を行うなど、様々な広報媒体を活用して、障害及び障害者について、広く都民への理解促進を図っていきます。
- さらに、共生社会の実現に向けた効果的な取組等を検討するため、都立大学と連携し調査等を行います。

(ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進)

- 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」を活用して思いやりの心を醸成します。
- また、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及を促進します。

- 「ヘルプマーク」は、平成29年7月からJIS（案内用図記号）として全国共通のマークとなり、多様な場所で活用・啓発できるようになっています。また、令和3年10月には、全道府県で導入されました。令和3年度時点におけるヘルプマークの認知度について、「意味も含めて知っている」と回答した人は約7割となっています。より多くの方に知ってもらえるよう、東京都は、広域的な普及を含め、引き続き積極的な普及啓発に取り組んでいきます。



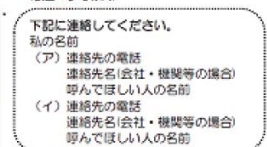
(ヘルプマーク)



(優先席に標示されているステッカー)



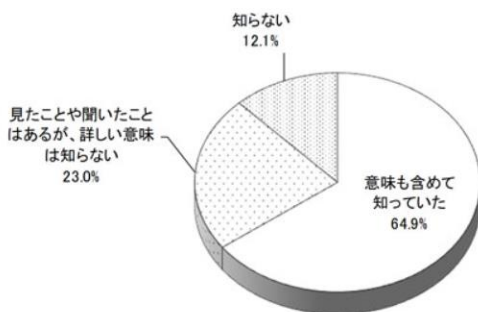
(表: 東京都標準様式)



(裏: 参考様式)

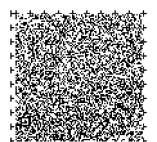
(ヘルプカード)

ヘルプマークの認知度



	意味も含めて知っていた	見たことや聞いたことはあるが、詳しい意味は知らない	知らない
令和3年度(n=487)	64.9	23.0	12.1
令和元年度(n=480)	59.0	24.2	16.9

(令和3年度第4回インターネット都政モニターアンケート「東京都障害者差別解消条例等について」より作成)



主な施策

<障害及び障害者に対する理解促進と心のバリアフリーの推進>

■ 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援〔福祉局〕

全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進するため、将来の福祉のまちづくりの担い手である子供たちに対するユニバーサルデザイン教育、地域住民向けワークショップ等の開催、福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援します。

■ 心のバリアフリーの理解促進〔福祉局〕

- (1) 「心のバリアフリー」ホームページでの情報発信を行います。
- (2) 動画広告による「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組みます。
- (3) 小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みます。

■ 心のバリアフリーサポート企業連携事業〔福祉局〕

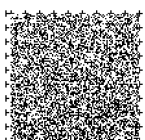
心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を登録し、好事例企業等の取組状況を公表します。

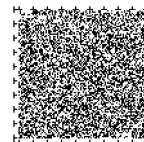
■ 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈〔福祉局〕

東京都の福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあった者を表彰します。

■ ヘルプマークの推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）〔福祉局〕

共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組みます。





■ ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助します。

■ 生活環境改善普及事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者を取り巻く生活環境を改善するとともに、都民に対して、障害に関する正しい理解を促進し、障害者問題の解決に向けて協力を求めるために広報・啓発活動等を行います。

■ 障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていきます。

■ ふれあいフェスティバルの開催〔福祉局〕

「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人とが同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図ります。

■ 精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

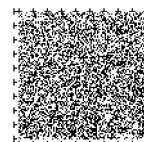
精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図ります。

■ 福祉教育の充実〔教育庁〕

各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」等における福祉に関する指導の充実を図ります。

■ 広報活動の充実〔政策企画局〕

障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開します。



■ 特別支援教育の理解啓発の推進〔教育庁〕

障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。

■ パラスポーツ指導者講習会の実施〔教育庁〕

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催します。

■ 東京都特別支援学校アートプロジェクト展〔教育庁〕

「特別支援学校 アートプロジェクト展」の開催により特別支援学校に在籍する児童・生徒が制作した優れた作品を発表する機会を設け、都民に対して美術活動を通じた障害者に関する理解を促進します。

■ 障害者福祉関係知事賞の贈呈〔福祉局〕

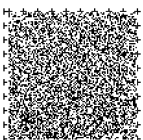
他の模範となる障害者及び障害者の自立支援に特に功績のあった者を表彰します。

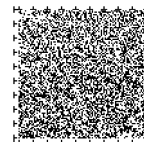
■（再掲）【新規】共生社会実現に向けた意識啓発推進事業〔福祉局〕

（１）イベントキャラバン

2025年の東京でのデフリンピック開催を契機に共生社会実現に向けた障害者理解促進を更に進めていきます。これまでの施策が届かなかった無関心層に対する普及を促進させるため、子供を含めたファミリー層や若者を中心に幅広い層が集まる場へ出向いて、興味を持ってもらえるよう観客とコミュニケーションを取りながら会話が中心のイベントを実施。

（２）都立大学と連携し、調査等を実施することにより、共生社会の実現に向けた効果的な取組等を検討する一助とします。



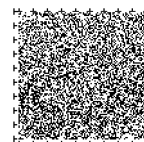


2 虐待防止等への対応

(1) 障害者の虐待防止と権利擁護

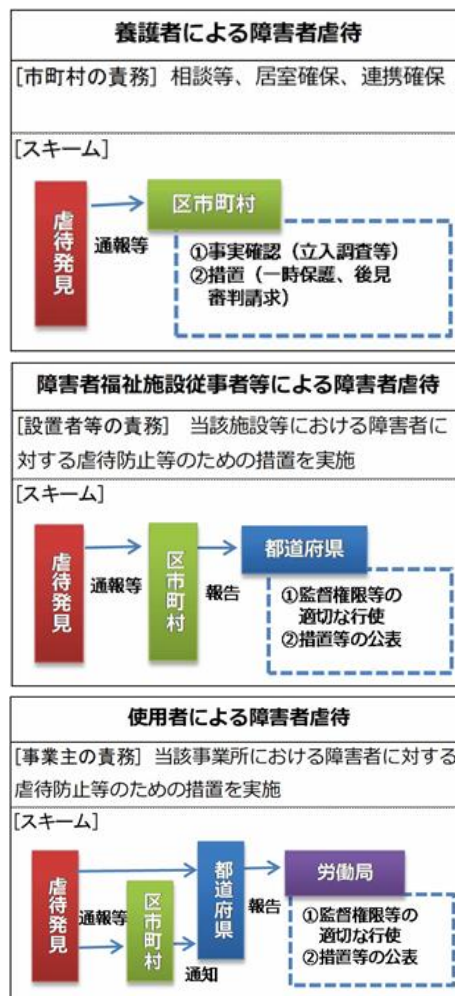
現状と課題

- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、障害者の権利擁護に資するため、障害者虐待の防止及び早期発見の取組が法律で明確に規定されました。
- 障害者虐待防止法及び障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、障害福祉施設及び障害福祉サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じることが必要です。
- また、指定障害児入所支援についても、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるとともに、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められています。
- このため東京都では、障害者福祉施設管理者・従事者向けに実施する障害者虐待防止・権利擁護研修等の機会を通じて、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底しています。
- 区市町村調査等によると、令和 3 年度に区市町村及び東京都で受け付けた相談・通報等は、養護者による障害者虐待について 401 件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について 329 件、使用者による障害者虐待について 83 件などとなっています。
- 障害者虐待については、国が作成した「障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿って、区市町村が相談・通報・届出を受け付けて事実確認等を行い、東京都は障害者権利擁護センターを中心に区市町村に対する情報提供、助言その他の援助や関係機関との連絡調整等を行い、事業所に対する適切な指導につなげるなど、連携して対応しています。
- 対応に当たっては、虐待の未然防止・早期発見・早期対応や、障害者の安全確保・自己決定支援などの視点が重要なほか、養護者については負担軽減のための支援の充実、障害者福祉施設従事者等については利用者支援の質の向上、使用者については労働関係法令上の権限をもつ東京労働局との連携を図っています。
- 障害福祉施設及び障害福祉サービス事業者等には、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合には速やかに区市町村に通報することが求められます。

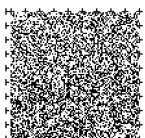


- また、身体拘束についても、やむを得ず行う場合には、記録を残さなければならないことや、平成 30 年度から障害福祉サービス等報酬改定において「身体拘束廃止未実施減算」が新設実施されたことなどを踏まえ、障害者虐待を未然に防止していくために考え方や制度の周知を図る必要があります。
- 障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底する等、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要です。
- 特に、継続サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び区市町村との連携の重要性について周知を図る必要があります。

障害者虐待防止法の具体的枠組み



(厚生労働省資料より作成)



都内における障害者虐待 相談・通報・届出の状況

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：件)

項目	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	使用者による 障害者虐待
相談・通報・届出件数	517	428	75
虐待を受けたと判断され た事例数	156	89	32

※ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による虐待」の「虐待を受けたと判断された事例数」は、都内の施設・事業所等に関する事例を指す。

※ 「養護者による障害者虐待」及び「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

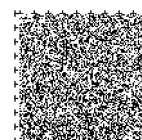
- ・ 「相談・通報件数」は、市区町村及び東京都における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。
- ・ 「虐待を受けたと判断された事例数」は、令和4年度中に相談・通報を受け、令和5年度に虐待と判断した事例を含む。

※ 「使用者による障害者虐待」

- ・ 「相談・通報件数」及び「虐待を受けたと判断された事例数」は、東京労働局における対応件数である。
- ・ なお、区市町村及び東京都における相談・通報件数は、65件である（同一事例について重複している場合がある）。

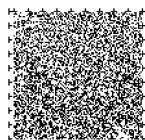
(福祉局資料)

- ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見制度の適切な利用の促進が求められています。東京都では、判断能力が十分でない人などが安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用に関する相談、権利を擁護する取組などを行う区市町村等への支援を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発等を行っています。
- 障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、成年後見制度の利用を促進していく必要があります。



取組の方向性

- 障害者福祉施設等に対し、虐待防止委員会の設置、身体拘束適正化委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置の徹底等、運営指導や指導監査の機会を通じ、虐待防止についての周知徹底及び継続的な助言を実施するとともに、相談支援従事者やサービス管理責任者研修等の各種従事者研修の際に周知を行う等、事業者の障害者虐待防止に向けた取組を推進します。
- また、虐待が発生した場合には、施設に対して立入検査を行うなど、効果的な運営指導を行い、虐待発生の原因究明やサービス提供の改善を図り、虐待の再発防止に努めます。
- 養護者や障害者福祉施設等従事者等による障害者虐待や身体拘束など、複雑化する事例に対応するため、区市町村職員等を対象とした研修を実施します。
- 継続サービス利用支援に伴い、障害者の居宅等への訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び区市町村との連携の重要性について周知を図るため、区市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象とした研修を実施するなど、区市町村や関係機関と連携して、障害者虐待の未然防止や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な再発防止のための取組を推進します。
- 成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の設置を促進するとともに、後見人等候補者の養成、本人の状況に合った後見人等候補者の推薦、選任後の定期支援、申立経費や後見報酬に対する助成等の取組を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。



主な施策

<障害者の虐待防止と権利擁護>

■ 障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。

■ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施〔福祉局〕

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行います。

- （１）福祉サービスの利用援助
- （２）日常的金銭管理サービス
- （３）書類等の預かりサービス

■ 福祉サービス総合支援事業〔福祉局〕

福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行います。

- （１）利用者サポート【必須事業】
 - ①苦情対応
 - ②権利擁護相談
 - ③成年後見制度利用相談
 - ④その他福祉サービス利用に関する専門的な相談

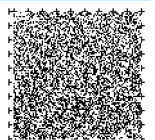
（２）福祉サービス利用援助

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の対象拡大（要支援・要介護高齢者、身体障害者）

（３）苦情対応機関等の設置【必須事業】

いずれか一方又は両方を選択

- ①第三者性を有する機関の設置
- ②弁護士等による専門相談の実施



■ 成年後見活用あんしん生活創造事業〔福祉局〕

認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進します。

（区市町村の取組）

（１）成年後見制度推進機関の設置・運営

（後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会の設置）

（２）区市町村基本計画策定及び進行管理

（３）区市町村の独自取組

（法人後見の実施、後見人等候補者の養成、申立経費や後見報酬の助成等）

（東京都の取組）

（１）成年後見制度の普及・啓発

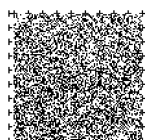
（２）区市町村や推進機関からの相談への対応

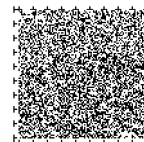
（３）区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施

（４）関係機関や推進機関の連絡会等の開催

（５）後見人等候補者養成の支援

（６）法人後見の担い手の育成





(2) 精神科病院における虐待防止と権利擁護

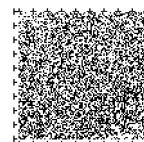
現状と課題

(虐待防止の取組推進に向けた課題)

- 令和5年2月に都内の精神科病院で発覚した患者への虐待事案について、東京都は看護師による患者への虐待（暴行）行為、病院管理者による院内の管理体制の不備を理由として、同病院に対して、医療法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく改善命令を発出しました。
- 東京都は、これまで精神科病院への法令に基づく立入検査等により、患者への虐待を含む不適切な処遇に関する指導監督等を実施するとともに、都内の病院に対して虐待防止等に係る研修・啓発資料を配布するなど、虐待防止に取り組んできました。
- 精神科病院において虐待を起こさないためには、管理者や現場のリーダー層をはじめとした病院職員の患者の人権擁護に対する意識の更なる向上とともに、ガバナンスの強化や風通しの良い組織風土の醸成が求められます。
- 精神科病院においては、精神疾患により、本人の意思によらず入院が必要とされる場合があります。こうした非自発的入院による患者は、医療機関外との面会交流が特に途絶えやすく、孤独感・自尊心の低下や、日常的な困りごとや受けたい支援についての相談をすることが難しいといった課題があります。

(精神保健福祉法の改正等)

- 令和6年4月施行の改正精神保健福祉法により、虐待防止の取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修や普及啓発を行うこと、また、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合等に都道府県等に通報する仕組みが整備されました。
- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望の下、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」が創設されました。
- 今後、精神科病院における患者への虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の対応等が適切に行われるための体制整備をより一層進める必要があります。

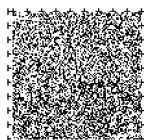
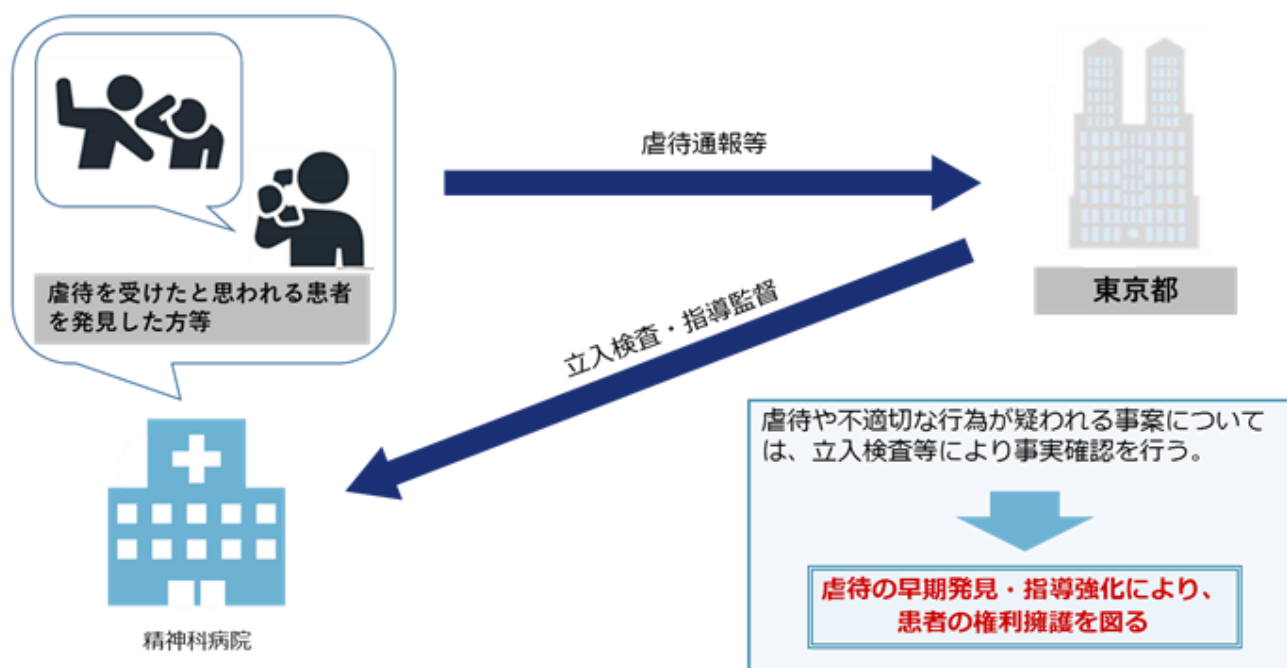


取組の方向性

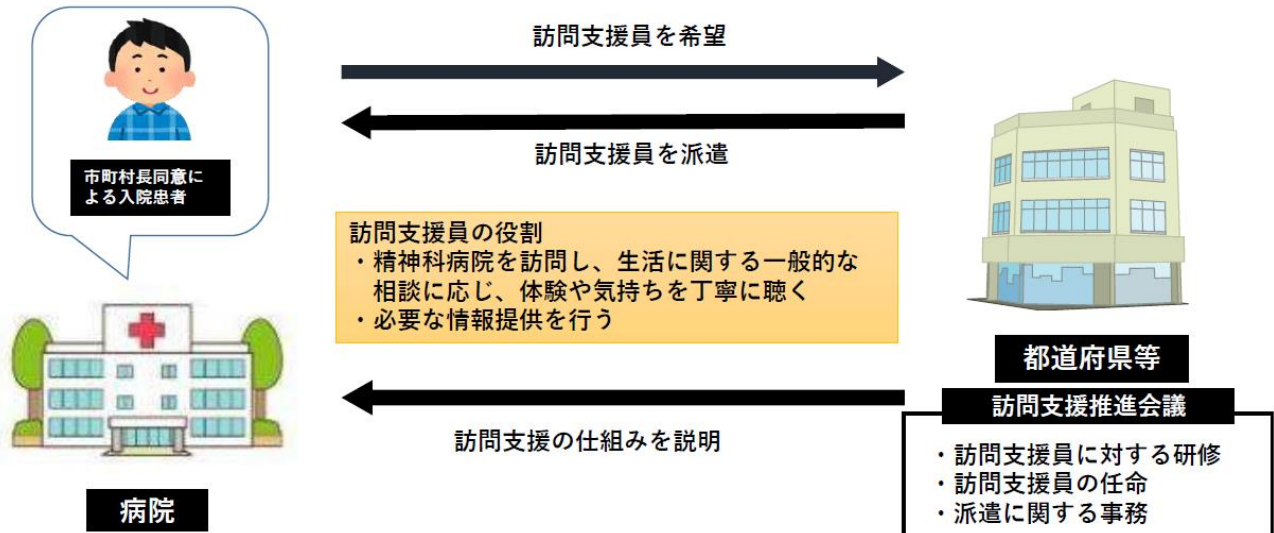
- 精神科病院における虐待に係る通報等に対応する専用の窓口を新たに設置し、虐待が疑われる事案の早期発見を図るとともに、定期的な検査に加え、予告なしの臨時検査も実施する等、指導監督を効果的に実施していきます。
- また、都内全ての精神科病院を対象に、主に管理者層や現場のリーダー層を対象とする虐待防止研修を新たに行い、院内における研修や普及啓発を通じた患者の人権擁護に対する病院職員の意識向上や精神科病院における虐待を発生させない組織風土作りに向けた取組を支援します。
- 医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすい入院者に対して、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行うための訪問支援員を養成して、派遣します。
- あわせて、精神科の入院に関する業務をDX（デジタルトランスフォーメーション）化することにより、東京都と医療機関との手続の迅速化、業務負担の軽減や個人情報紛失リスクの低下等を図ります。

<虐待通報窓口>

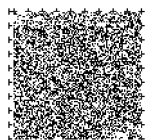
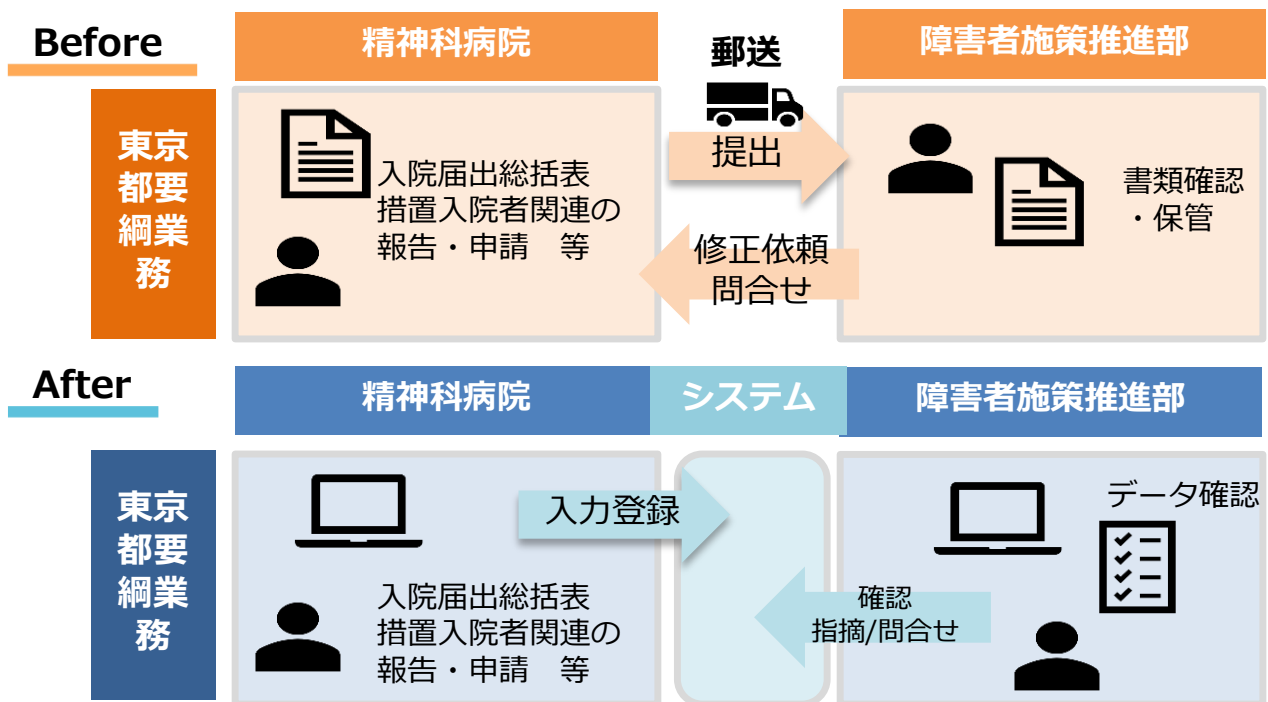
精神科病院における虐待通報窓口（イメージ）



<入院者訪問支援事業>



<精神科業務のDX化>



主な施策

■【新規】精神科病院における虐待防止の推進〔福祉局〕

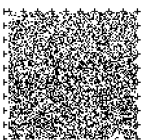
精神科病院における虐待防止・早期発見に向けて、東京都の通報窓口を設置するとともに、病院の体制整備を支援するための研修を実施します。

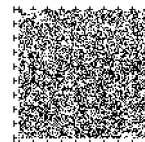
■【新規】入院者訪問支援事業〔福祉局〕

区市町村長同意による医療保護入院者等の生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築するための訪問支援員を養成し、本人の求めに応じ派遣する取組を実施します。

■【新規】精神科入院業務手続のDX化〔福祉局〕

各病院における業務負担の軽減や個人情報紛失リスクの低下等を図るため、精神科医療に係る各種調整におけるやり取りをオンライン化するためのシステム開発を行います。



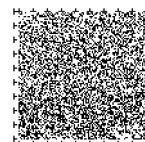


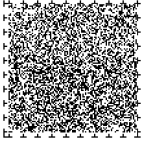
3 障害者への情報保障の充実

(1) 情報バリアフリーの充実

現状と課題

- 障害等により情報を得ることが困難な人が、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、点字、手話・筆記、デジタル技術等による多様な情報提供手段により円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、安全・安心で快適な生活を送り社会活動等に参加する上で重要です。
- 行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障害特性や年齢による複合的困難等を踏まえた配慮や提供手段の充実が必要です。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすい形で提供するなどの対応を図ることが求められます。
- また、意思の疎通に困難を抱える人が自らの意思を表示できる手段を確保し、他者と意思疎通を図ることができるよう配慮するとともに、障害者による情報の取得等に資する機器等の普及促進及び障害者がそれらの機器等を使えるようになるための支援の充実を図ることも必要です。
- 障害者等による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するため、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、地方公共団体には、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進及び支援の充実に加え、情報取得等に資する機器等の開発・普及促進を図るための施策を講ずることが求められています。
- 情報保障機器を社会に普及させていく上で、専門人材が不足していることや、実証データの収集が進まないこと等が課題となっています。人口減少や高齢化の更なる進展に伴う働き手の減少により、今後、意思疎通支援者の確保が一層困難になることも見込まれます。
- 東京都は、これまで、視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話などのほか、デジタル技術等を活用した様々な情報提供を行うとともに、意思疎通に係る支援を行ってきました。
- 今後も障害者を含めた全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手・発信できる環境を整備していく必要があります。





<障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 概要>

目的（1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念（3条）

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）

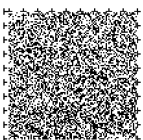
- ・国・地方公共団体の責務等（4条） ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務（5条）
- ・国民の責務（6条）
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
- ・障害者等の意見の尊重（8条）

基本的施策（11条～16条）

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置 など <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談対応に当たっての配慮 ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 <p>(5) 国民の関心・理解の増進（15条）</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> <p>(6) 調査研究の推進等（16条）</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

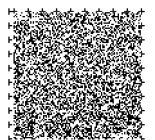
- 障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

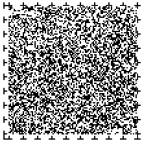
※施行期日：令和4年5月25日



取組の方向性

- 障害等により情報を得ることが困難な人が、円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者等だけでなく都民や事業者にとっても必要であるという認識に基づき「情報バリアフリー」の充実を引き続き取り組みます。
- ユニバーサルデザインに配慮し、情報がなるべくすべての人にわかりやすく正確に伝わるように、利用者の視点に立った広報物を作成します。
- また、伝わる広報の実現に向けて、あらゆる人がアクセスしやすい広報物について検討し、ガイドラインを策定するなど、情報アクセシビリティ確保の取組を推進していきます。
- 多様な情報伝達方法により情報提供を進めるなど、情報バリアフリーを充実させるための区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を円滑に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するバリアフリー情報について、専用のウェブサイトにおいて発信するとともに、更なる内容の充実と分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。
- AIチャットボットやアプリを活用したスマートサービス等のデジタル技術の活用により、困りごとへの対処に係る情報発信や支援の輪を拡げる仕組みを構築していきます。
- 視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーションを支援する取組を推進し、社会参加の促進を図ります。
- 聴覚障害者のコミュニケーションの手段である手話については、手話が言語であるという認識の下、手話の普及促進や、手話のできる都民の育成など、手話人口の裾野を広げる取組を引き続き進めていきます。また、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都庁内における聴覚障害者の情報保障を推進します。





- 失語症のため意思疎通を図ることが困難な人の社会参加の促進のため、意思疎通の支援者を養成するとともに、会話支援等を行うサロンを設置し、そのノウハウを区市町村とも共有すること等により、区市町村における失語症者向けの意思疎通支援の取組を促していきます。
- また、福祉機器展等に参加し、障害児者やその家族、区市町村職員にデジタル機器等の製品情報・活用事例を紹介することにより、障害児者による情報取得・利用や意思疎通におけるバリアフリー化に資するデジタル機器やスマートフォンアプリ等の普及を後押ししていきます。



福祉機器展

- 対象者が少なく事業化や製品化が進まない情報保障機器を、東京都の窓口を設置して利用実績等を機器開発に生かすなど、スタートアップ企業等とも連携しながら、情報保障機器の開発・普及を促していきます。

主な施策

<情報バリアフリーの充実>

■ 障害者向け都政情報の提供〔政策企画局〕

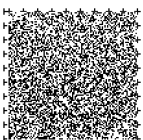
視覚障害者のために、点字版・音声版（テープ版・DAISY版）の「広報東京都」を作成し、配布します。

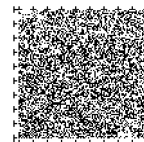
■ 障害者向け福祉局・保健医療局情報の提供〔福祉局 保健医療局〕

障害者のため、ユニバーサルデザインに配慮し、情報がなるべくすべての人にわかりやすく正確に伝わるように、利用者の視点に立った広報物を作成します。

【主な広報物】

- ① 「社会福祉の手引」（福祉局）
DAISY版の作成
- ② 「東京の福祉保健」（保健医療局）
DAISY版・CD版・テープ版の作成





■ 福祉局・保健医療局ホームページにおける情報提供〔福祉局 保健医療局〕

障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていきます。
(主な機能) 音声読み上げ、画面拡大、カラー変更、振り仮名(平仮名・ローマ字)

■ 字幕入映像ライブラリー事業(東京都地域生活支援事業)〔福祉局〕

映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図ります。

■ 視覚障害者用図書の製作及び貸出〔福祉局〕

視覚障害者に対し、視覚障害者用図書(点字図書、録音媒体)を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図ります。

■ 点字による即時情報ネットワーク(東京都地域生活支援事業)〔福祉局〕

視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図ります。

■ 点字録音刊行物の作成及び配布(東京都地域生活支援事業)〔福祉局〕

視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図ります。

■ 情報バリアフリーに係る充実への支援〔福祉局〕

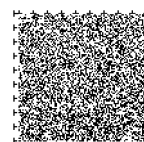
誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者への移動支援、コミュニケーション支援機器や集団補聴設備の導入など、区市町村の様々な取組を支援します。

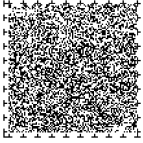
■ 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用〔福祉局〕

高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを運営します。

■ バリアフリー情報のオープンデータ化〔福祉局〕

車椅子利用者対応トイレの設場場所・設備等の情報をオープンデータとして提供します。





■ 障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者に対するデジタル技術利用相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者デジタル技術活用支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資します。

- （１）デジタル技術に関する利用相談・情報提供
- （２）デジタル技術活用支援者養成研修の実施

■ 情報保障機器の普及促進事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者やその家族、区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進します。

■ ユニバーサルコミュニケーションの促進〔生活文化スポーツ局 福祉局 都市整備局〕

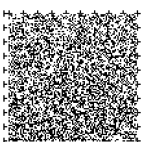
- （１）2025年の世界陸上及びデフリンピックを契機にユニバーサルコミュニケーションを促進し、国籍や障害にかかわらずスムーズなコミュニケーションを実現するため、最新技術の調査・発掘を行うとともに、民間事業者などと連携し、様々な機会を捉えて技術の実証を行います。加えて、スタートアップ企業との連携により、競技の音を擬音で表示するなど、「誰もが大会を楽しめる技術」の開発などに取り組みます。〔生活文化スポーツ局〕
- （２）更なるユニバーサルコミュニケーション技術の社会への普及に向け、都有施設の窓口などにおける技術活用を促進するとともに、区市町村、鉄道駅などにおける機器導入を支援します。また、競技会場等で、デジタル技術を紹介するなど、大会を通じて東京の先進技術を国内外に発信します。〔生活文化スポーツ局 福祉局 都市整備局〕

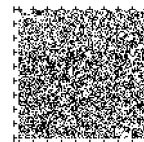
■ （再掲）心のバリアフリーの理解促進〔福祉局〕

- （１）「心のバリアフリー」ホームページでの情報発信を行います。
- （２）動画広告による「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組みます。
- （３）小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みます。

■ 障害者が利用しやすい防火防災情報の発信〔東京消防庁〕

障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保します。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信します。





■ 都立図書館サービス事業の充実〔教育庁〕

都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供します。

■ 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

（１）中途失聴・難聴者コミュニケーション事業

■ 手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資します。

（１）普及啓発

（２）手話通訳者養成事業

■ デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業〔福祉局〕

デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施することで、東京都における情報保障を推進します。

（１）QRコードを利用した遠隔手話通訳

（２）庁内貸し出し用タブレット（１台）

（３）電話代理支援

■ 中等度難聴児発達支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。

■ 聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

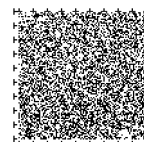
意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資します。

（１）意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整

（２）障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣

■ 失語症者向け意思疎通支援者養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。



■【新規】失語症者向け意思疎通支援派遣促進事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

失語症当事者と意思疎通支援者が集まるサロンを設置するなど、失語症者の意思疎通を支援することで、福祉の増進を図るとともに、区市町村の体制整備を後押しします。

■ 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行います。

■ 盲ろう者支援センター事業〔福祉局〕

盲ろう者（児）からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営します。

（センターにおける事業内容）

- （１）訓練事業
- （２）専門人材養成事業
- （３）総合相談支援事業
- （４）社会参加促進事業

■ 視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図ります。

■ 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図ります。

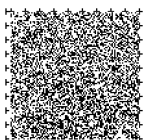
（内容）

点訳奉仕員指導者養成

朗読奉仕員指導者養成

専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ）

修了者研修会



■【新規】障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業〔福祉局〕

対象者が少なく製品化が進まない情報保障機器を東京都の窓口を設置し、使用状況等を開発メーカー等へフィードバックすることにより、障害者に対応した機器の開発・普及促進を支援します。

■ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進します。

■ 身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図ります。

（対象者）

（1）都内に居住する（おおむね1年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者

盲導犬…視覚障害1級

介助犬…肢体不自由1・2級

聴導犬…聴覚障害2級

（2）所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること

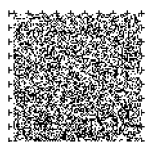
（3）社会活動への参加に効果があると認められること 他

■ 福祉避難所情報伝達等支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

福祉避難所において、障害者に対して必要な情報伝達等が円滑に行えるよう、情報伝達機器の整備、導入等に取り組む区市町村を支援することにより、障害者の福祉の向上を図ります。

■【新規】障害者の生活応援情報発信事業〔福祉局〕

障害当事者や支援者が有する「生活の知恵」や「困りごとを乗り越える工夫」をAIチャットボットで情報発信していくことにより、障害当事者や支援者が生活の中で抱える課題の解決を図ります。



(2) 手話言語条例

現状と課題

- 東京都は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現のため、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4年9月1日から施行しました。
- 条例の制定を受け、ポスターやリーフレットのほか、手話言語フェス in TOKYO 2022 の開催、行政職員向け研修を実施するなど、様々な取組を行いました。
- ろう者、難聴者、中途失聴者など、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利を尊重し、手話を使用しやすい環境を整備するためには、意思疎通支援を行う手話通訳者等の役割が重要です。

手話を学んでみませんか？

手話は「見ることば」

はじめまして



- 手話は、目でみてわかる「ことば」です。
- 聴覚に障害があり、声で会話することが難しい方は、コミュニケーション手段の一つとして、手話を使います。

都民の皆さんへ

よろしく お願いします



- 手話の基本は、動作やもの形の模倣です。
- 普段使う動作にも、手話と共通するものがあります。
- 多くの方が手話を学ぶことで、聴覚障害の有無にかかわらず共に助け合える社会の実現につながります。

東京都手話言語条例ができました！

- > 条例は令和4年9月1日から施行されます。
- > 東京都は、手話に関する普及啓発、都政情報の手話での発信などに取り組んでいます。

聴覚障害のある方への
支援の具体例はこちら



東京都福祉保健局
令和4年7月

東京都手話言語条例ができました

手話ってなんだろう？

手話は「見ることば」です。

- 声で会話することがむずかしい人は、目で見てわかる方法で話します。
- その一つが「手話」です。

手話は表情も使うことばです。

- 手話は手を使って話します。
- ただ手を動かすだけではありません。表情や動きの大小、スピード、位置関係などによって豊かな表現が生まれます。

日本語とどう違うの？

- 手話は日本語とは異なる独自の文法を持つ言語です。
(日本語) 山と海のどちらに行きたいですか？
(手話) 山/海/行き・たい/どちら (問いかけの表情)
- 日本語を手や指、表情によって表現する方法もあります。

手話マーク



東京都の条例について

令和4年9月1日施行

手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、議員の発議により都議会に提案され全会一致で可決・成立しました。

都の責務

- 手話に対する理解の促進、手話の普及
- 手話を使用しやすい環境の整備
- 手話を用いた都政情報の発信

主な施策

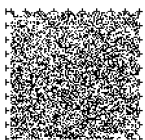
- 都民、事業者が手話を学習する機会の確保
- 相談支援体制の整備
- 手話通訳者の派遣、確保・養成
- 学校における支援
- 医療等サービスにおける環境整備
- 災害時における措置

都民及び事業者の役割

- 条例の目的である共生社会の実現などについて理解を深めるよう努める。

一人ひとりのご理解が手話の
普及につながります。

東京都福祉保健局



- また、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うことも必要です。東京都はこれまで、手話通訳者や、より高い専門性を持った手話通訳士を目指す人材の養成等を行うとともに、手話奉仕員の養成や派遣などを行う区市町村の取組を支援してきました。
- 障害者団体等と連携し、手話を紹介したパンフレットの作成や、大学生向けのイベント等の実施により、広く手話への関心を高める取組も行っています。
- 東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、手話人材の育成や障害の理解を促す教育の推進を進め、誰もが個性を生かし力を発揮できる共生社会の実現を目指すことが重要です。
- 今後、手話を必要とする方が、手話を用いて意思疎通できるよう、一層の環境整備が必要です。

「TOKYO mimika 2022」開催案内

聴覚障害や手話についての理解を深めるイベント

TOKYO mimika 2022 カレッジ

思いをカタチに。未来をコトバに。

配信期間 **2.22 水** ~ **3.22 水**

「サイレントの世界」と心のバリアフリー
 トークショー 中嶋 元美さん 所 智子さん

WORKSHOP
 異言語空間への招待状
 IGEIIG Lab.

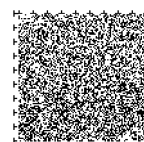
ミニセミナー
 「手話は「目で感じる言葉」〜手話家族の素敵な絆〜」
 2.22 水 / 2.23 木

公式サイト

「TOKYO mimika 2022」開催案内

取組の方向性

- 東京都手話言語条例の理解促進や普及啓発を行うため、ポスターやリーフレットによる周知のほか、行政職員を対象とした研修などを実施していきます。
- 手話通訳者や手話通訳士などの養成では、医療や法律等の専門分野にも対応できるよう取り組むとともに、手話通訳士の継続的な手話技術の質の維持や専門性向上のための支援を行っていきます。
- 都民の手話への理解を深め、手話のできる都民の裾野を広げるため、基本的な手話を紹介したパンフレットの作成や、大学と連携した若年層向けイベントなどを引き続き実施していきます。
- また、身近な地域において子供の頃から手話に関する理解を深められるよう、区市町村の取組を支援するなど、手話を使用しやすい環境づくりを推進していきます。



- さらに、東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、手話人材の育成や障害の理解を促す教育の推進を進め、誰もが個性を生かし力を発揮できる共生社会の実現を目指します。

主な施策

<手話言語条例>

■（再掲）手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資します。

- （１）普及啓発
- （２）手話通訳者養成事業

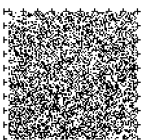
■（再掲）デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業〔福祉局〕

デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施することで、東京都における情報保障を推進します。

- （１）QRコードを利用した遠隔手話通訳
- （２）庁内貸し出し用タブレット（1台）
- （３）電話代理支援

■ 手話人口の裾野拡大支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

身近な地域において子供の頃から手話に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解や深め、手話人口の裾野拡大を目指します。



コラム 東京都手話言語条例に関する手話普及啓発の取組

東京都では、令和4年9月1日に施行した「東京都手話言語条例」に基づく手話に関する取組が進むよう、様々な普及啓発を行っています。

<普及啓発の取組>

○条例や手話に関するポスター・リーフレットの作成

「東京都手話言語条例」の施行に当たり、条例や手話に対する理解の促進、手話の普及のための啓発リーフレット・ポスターを作成し、区市町村、都内の小中学校・高校や民間事業者、その他関係機関へ配布するとともに、HPにも掲載しました。

「東京都手話言語条例について」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/shuwagengo_jourei.html



○手話言語フェス in TOKYO 2022 の開催

都民の手話に関する理解を深め、手話を体験し、手話への関心を高めることを目的に令和5年2月11日に「手話言語フェス in TOKYO 2022」を開催し、1,364名の方に御参加頂きました。

○「話そう！手のことば～おもてなしの手話 BOOK」等の作成

リスザルをナビゲーターに起用し、簡単な手話や身近な会話文、聴覚障害者へのサポート方法などを学べる内容の冊子、リーフレットを作成し、都内公立小学校や児童館などに配布するとともに、HPにも掲載しました。

「広報・刊行物」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koho/index.html>

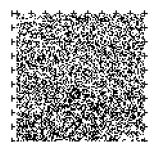


手話言語フェス in TOKYO 2022 会場内



冊子、リーフレット

その他にも、大学生向け手話普及イベントの開催や手話通訳者等の養成を行うなど、手話を使用しやすい環境づくりの推進に取り組んでいます。

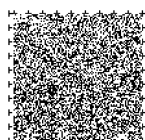


(3) 読書バリアフリー計画

- 令和元年6月には、障害の有無にかかわらず全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、読書バリアフリー法が施行されました。法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 本計画では、視覚障害者等の読書環境の整備のため、点字図書館や公立図書館等における取組等を示しています。
- また、東京都教育委員会は、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「東京都子供読書活動推進計画」を策定しており、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」の項目において、学校図書館や公立図書館等における取組等を示しています。
- 東京都では、本計画と東京都子供読書活動推進計画とを併せて読書バリアフリー法第8条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として位置付け、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、取組を進めていきます（読書バリアフリー法の各規定に対応する取組については、巻末資料「5 読書バリアフリー計画に関する比較表」を参照）。

＜東京都における読書バリアフリー計画の構成＞

所管局		福祉局	教育庁
計画名		東京都障害者・障害児施策推進計画 (令和6年度～令和8年度)	第四次東京都子供読書活動推進計画 (令和3年度～令和7年度)
対象者	障害者	○	
	障害児	○	○
対象図書館	都立図書館	○	○
	公立図書館	○	○
	学校図書館		○
	点字図書館	○	



読書バリアフリー法の概要

目的(1条)

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する

基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施(4条)
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施(5条)

基本計画の策定(7条・8条)

- ア 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。(7条)
- イ 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。(8条)

基本的施策(9条から17条まで)

- ・視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)、インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)、アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)
- ・外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)、端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)
- ・情報通信技術の習得支援(15条)、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条)
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)

協議の場等(18条)

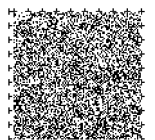
- ・関係者による協議の場を設ける

- 読書バリアフリー法等を踏まえ地方公共団体が取り組むべき課題は、次のとおりです。

(視覚障害者等が利用しやすい書籍等や円滑な利用のための支援の充実)

現状と課題

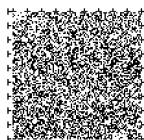
- 読書バリアフリー法第9条には、視覚障害者等が利用しやすい書籍等や円滑な利用のための支援の充実等について規定されています。



- 東京都は、点字図書、録音図書などの視覚障害者等が利用しやすい書籍等を製作するとともに、国立国会図書館や各地の図書館、サピエ図書館（録音図書等のデータ等を提供するネットワークサービス）と連携し、視覚障害者等に貸出しています。
- また、視覚障害者の要求に応じて、無料又は低額な料金で点字図書刊行物及び録音物等を閲覧させる点字図書館の運営費を補助しています。
- 東京都障害者 IT 地域支援センターにおいては、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行っています。
- 今後は、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を一層充実させるとともに、点字図書館、都立図書館及び東京都障害者 IT 地域支援センター等が連携し、その円滑な利用のための支援を行っていく必要があります。

取組の方向性

- 点字図書、録音図書などの視覚障害者等が利用しやすい書籍等を引き続き製作・貸出し、又は交付を行います。
- 引き続き視覚障害者の要求に応じて、無料又は低額な料金で点字図書刊行物及び録音物等を閲覧できる点字図書館の運営費を補助します。
- 東京都障害者 IT 地域支援センターにおいて連絡会を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、関係部局や関係団体とも連携・協力し、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進していきます。
- 都立図書館において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等（点字図書、録音図書等）を製作し、国立国会図書館や各地の図書館、サピエ図書館と連携し、視覚障害者等の登録利用者に対し貸出すとともに、視覚障害者等の登録利用者に、対面音訳、オンライン音訳を実施します。
- 都立図書館は、都内公立図書館の障害者サービス担当者へ、DAISY 図書の製作基準やノウハウ等について情報提供を行います。
- 都立図書館のこどものへやの日本語資料の棚と外国語資料の棚それぞれに、アクセシブルな資料を集めた棚を設置するとともに、大活字本、点字図書、マルチメディアデジタル図書、布絵本、LL ブックを設置します。



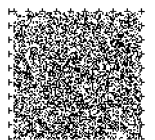
東京都 I T 地域センター



(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

現状と課題

- 読書バリアフリー法第 10 条には、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化について規定されています。
- 東京都では、製作した視覚障害者等が利用しやすい書籍等を、サピエ図書館へ登録するとともに、都立図書館において、サピエ図書館及び国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスを通じて、全国の公立図書館、点字図書館と資料の相互貸借やデータの提供を行っています。
- また、視覚障害者等からの視覚障害者等用図書及びその出版に関する照会に対し、情報提供を行っています。
- より多くの視覚障害者等が、視覚障害者等用図書を利用できるよう、インターネット等を利用したサービスの提供体制を一層充実させることが必要です。



取組の方向性

- 引き続き、視覚障害者等からの視覚障害者等用図書及びその出版に関する照会に対し、情報提供を行います。
- 製作した点字図書及び録音図書を、サピエ図書館へ登録します。
- 都立図書館において、引き続き、サピエ図書館及び国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスを通じて、全国の公立図書館、点字図書館と資料の相互貸借やデータの提供を行います。
- また、都立図書館における視覚障害者等の登録利用者に対面音訳、オンライン音訳を実施するとともに、希望する方にテキストデータをメール送信します。[一部再掲]

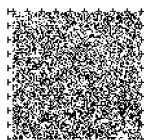
(特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援)

現状と課題

- 読書バリアフリー法第 11 条には、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援について規定されています。
- 東京都では、製作した視覚障害者等が利用しやすい書籍等を、サピエ図書館へ登録しています。[再掲]
- また、都内公立図書館で活動する音訳者や障害者サービス担当職員向け専門研修において、DAISY 図書製作のレベルアップに役立つテーマを取り上げています。
- 都内公立図書館の障害者サービス担当者へ日常的な情報提供を行うとともに、担当者事務連絡会において、DAISY 図書の製作基準やノウハウ等を共有しています。
- 地域における点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図ることが必要です。

取組の方向性

- 引き続き、製作した点字図書及び録音図書を、サピエ図書館（録音図書等のデータ等を提供するネットワークサービス）へ登録します。[再掲]
- また、東京都障害者 IT 地域支援センターにおいて連絡会を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、関係部局や関係団体とも連携・協力し、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。[再掲]

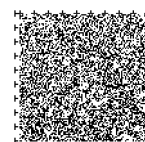


- 都立図書館は、都内公立図書館で活動する音訳者や障害者サービス担当職員向け専門研修において、DAISY 図書製作のレベルアップに役立つテーマを取り上げていきます。
- 都立図書館は、都内公立図書館の障害者サービス担当者へ日常的な情報提供を行うとともに、担当者事務連絡会において、DAISY 図書の製作基準やノウハウ等を共有します。[一部再掲]
- 都立図書館が、視覚障害者等が利用可能な資料の製作に着手した際、サピエ図書館に登録し情報共有を図ります。
- 都立図書館は、都内公立図書館における視覚障害者等が利用可能な資料の製作について、着手情報をリストに掲載して情報共有を図ります。

(端末機器等に関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援)

現状と課題

- 読書バリアフリー法第 14 条には、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手支援について規定されています。
- また、同法第 15 条には、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を利用するに当たって、必要となる情報通信技術を視覚障害者が習得するための支援について規定されています。
- 東京都障害者 IT 地域支援センターでは、障害者に対する IT 相談支援を実施するとともに、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行っています。また、区市町村における障害者 IT 支援体制を整備するために、区市町村職員等に障害者に対する IT 支援に関する知識の習得を目的とした研修を実施しています。
- また、都立図書館では、登録利用者に対し、DAISY 図書再生機の貸出を行うとともに、来館、電話、メールにより、視覚障害者等が利用可能な資料情報やデータの入手、パソコン、スマートフォン等を用いた利用方法について、相談に対応しています。
- 今後、点字図書館、都立図書館及び東京都障害者 IT 地域支援センター等が連携し、こうした取組を一層充実させることが必要です。



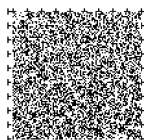
取組の方向性

- 引き続き、東京都障害者IT地域支援センターにおいて、障害者のITの利用機会や活用能力の格差是正を図るために、障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行います。
- また、区市町村における障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等に障害者に対するIT支援に関する知識の習得を目的とした研修を実施します。
- 加えて、連絡会を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、関係部局や関係団体とも連携・協力し、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。[一部再掲]
- 区市町村において、日常生活用具の給付を行っており、東京都はその取組を支援します。
- 都立図書館において、登録利用者に対し、DAISY 図書再生機の貸出しを行うとともに、来館、電話、メールにより、視覚障害者等が利用可能な資料情報やデータの入手、パソコン、スマートフォン等を用いた利用方法について、相談に対応します。

(人材の養成)

現状と課題

- 読書バリアフリー法第 17 条には、特定書籍・特定電子書籍等の製作や視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成等について規定されています。
- 東京都は、点訳・朗読奉仕員の指導者や専門点訳奉仕員等を育成しています。
- また、都立図書館では、都内公立図書館の障害者サービス担当職員向けに、聞きやすい音声 DAISY 製作等についての講義や音訳の初級・中級・専門研修を開催しています
- 今後は、点字図書館、都立図書館及び東京都障害者IT地域支援センター等が連携し、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援することが必要です。



取組の方向性

- 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成します。
- 都立図書館は、都内公立図書館の障害者担当職員向け研修において、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するためのテーマを取り上げます。
- 都立図書館は、都内公立図書館の障害者サービス担当者へ日常的な情報提供を行うとともに、担当者事務連絡会において、DAISY 図書の製作基準やノウハウ等を共有します。[再掲]
- 都立図書館が行う出張研修において、職員が講師となり、障害者サービスや聞きやすい音声 DAISY 製作等についての講義を実施します。
- 都立図書館では、都内公立図書館で活動する音訳者や障害者サービス担当職員向けに、音訳の初級・中級・専門研修を開催しています。また、都内公立図書館へ、研修講師として音訳者を紹介します。

主な施策

<読書バリアフリー計画>

■（再掲）視覚障害者用図書の製作及び貸出〔福祉局〕

視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図ります。

■（再掲）点字録音刊行物の作成及び配布〔福祉局〕

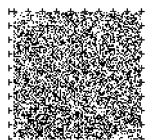
視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図ります。

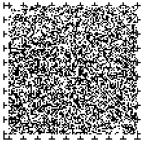
■（再掲）障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業〔福祉局〕

障害者に対するデジタル技術利用相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者デジタル技術活用支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資します。

（１）デジタル技術に関する利用相談・情報提供

（２）デジタル技術活用支援者養成研修の実施





■（再掲） 都立図書館サービス事業の充実〔教育庁〕

都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供します。

■（再掲）点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図ります。

（内容）

点訳奉仕員指導者養成

朗読奉仕員指導者養成

専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ）

修了者研修会

■視覚障害者用図書レファレンスサービス事業〔福祉局〕

視覚障害者等からの視覚障害者等用図書及びその出版に関する照会に対し、情報を提供することにより、視覚障害者等の文化、教養の向上を図ります。

（内容）

点字図書等の新規出版情報の収集

照会事項に関する回答、資料提供

理療関係の新刊墨字図書の出版に関する調査及び情報提供

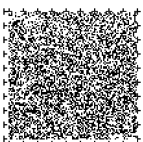
読書相談

■点字図書館運営費補助事業〔福祉局〕

視覚障害者の要求に応じて、無料又は低額な料金で点字図書刊行物及び録音物等を閲覧させることにより、視覚障害者の文化の向上と福祉の向上を図ります。

読書バリアフリー計画 指標（数値目標）

指標		令和4年度実績	令和8年度目標		備考
視覚障害者用図書の製作及び貸出	点字図書	22,468冊	23,800冊	(約1,300冊増)	貸出可能冊数
	声の図書	73,353冊	74,800冊	(約1,400冊増)	貸出可能冊数
点訳奉仕員指導者養成		590人	620人	(約30人増)	修了者数累計
専門点訳奉仕員養成		1,057人	1,100人	(約50人増)	修了者数累計
朗読奉仕員指導者養成		559人	600人	(約40人増)	修了者数累計
デジタル技術活用支援者養成研修		626人	940人	(約310人増)	受講者数累計

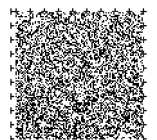
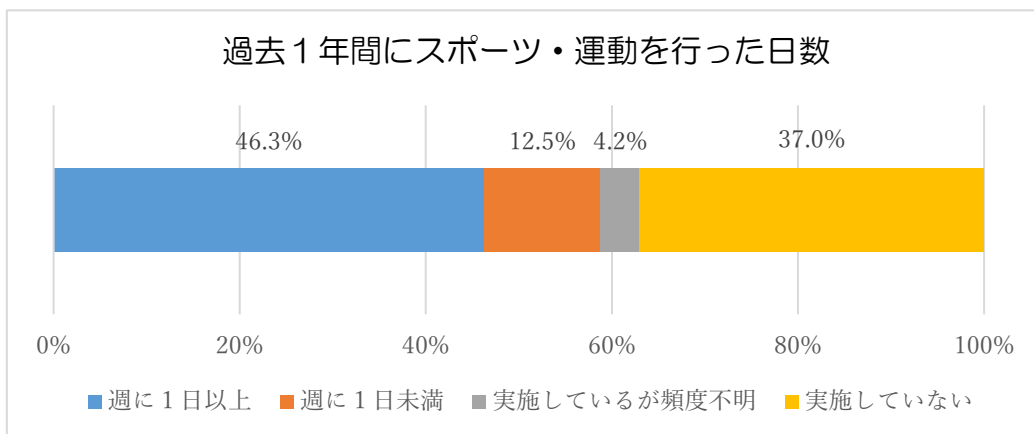


4 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進

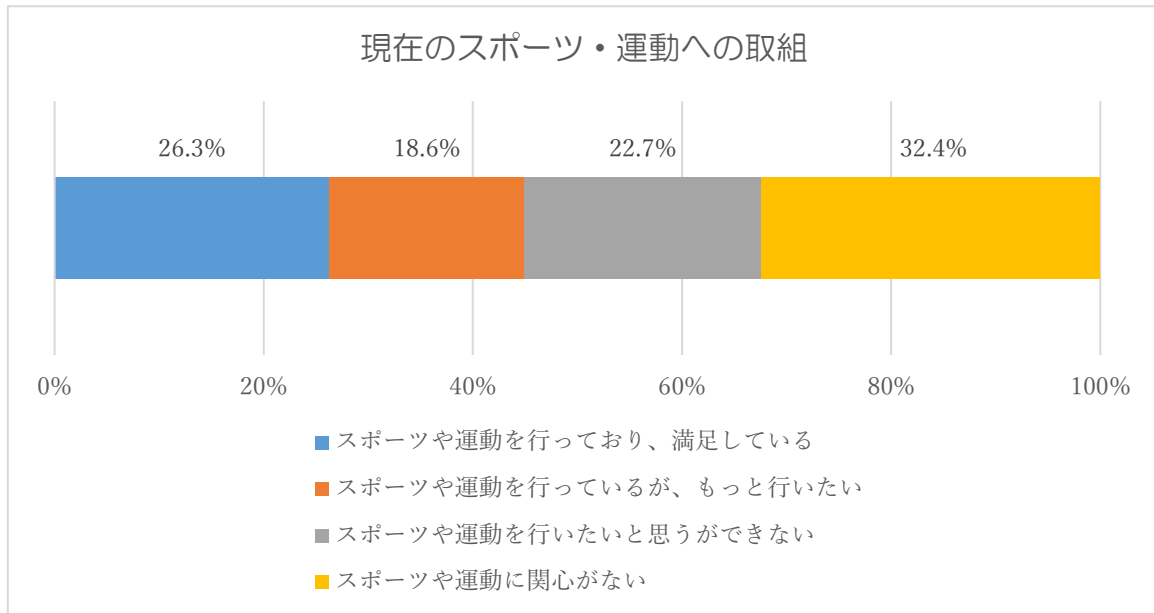
(1) パラスポーツの振興

現状と課題

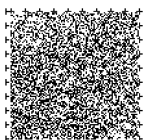
- 平成 23 年8月に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められ、「パラスポーツの推進」が明記されました。
- 東京都は、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを楽しめる「スポーツ都市東京」の実現を目指し、平成 30 年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、パラスポーツの理解促進・普及啓発、身近な地域で様々なスポーツに親しめる場の開拓・支える人材の育成、競技力向上等の視点に基づき、パラスポーツ振興に係る施策の展開を図っています。また、令和3 年3月に策定した「『未来の東京』戦略」に「パラスポーツ・シティ」プロジェクトを盛り込み、夏季パラリンピックを2度開催した世界初の都市のレガシーとして、パラスポーツをポピュラーなコンテンツとし、障害の有無を問わず「いつでも、どこでも、いつまでも」楽しめる取組を推進しています。
- 都内に居住する障害のある方を対象にした、令和5年度「障害者のスポーツに関する意識調査」によれば、過去1年間にスポーツや運動を行った日数について、18 歳以上の人のうち週に1日以上スポーツや運動を実施した人は46.3%、スポーツや運動を実施していない人は37.0%となっています。



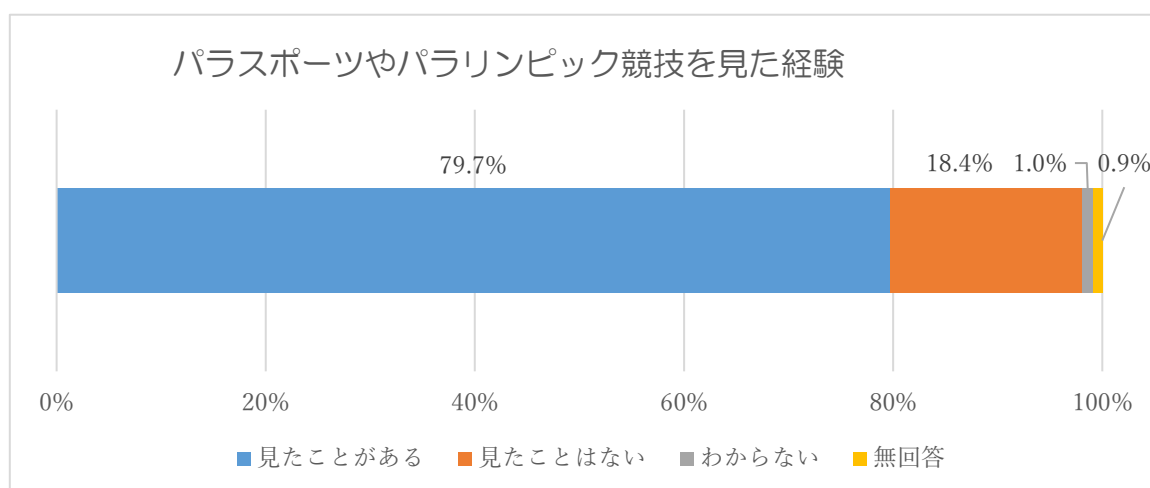
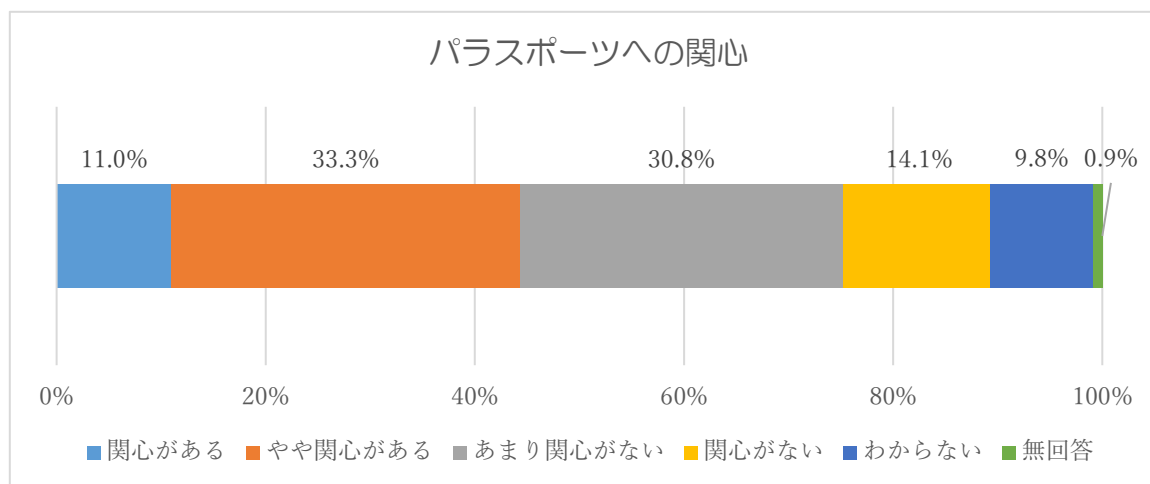
○ また、全体の約3割（32.4%）の人がスポーツや運動に関心がないとなっています。



（令和5年度「障害者のスポーツに関する意識調査」より作成（令和6年3月東京都生活文化スポーツ局発表））

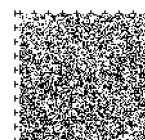


- 令和6年3月発表の、都内に居住する18歳以上の個人を対象にした「都民のスポーツ活動に関する実態調査」では、パラスポーツに関心があると回答した都民の割合は44.3%でした。また、これまでにパラスポーツやパラリンピック競技を見たことがある人の割合は79.7%でした。



(令和5年度「都民のスポーツ活動に関する実態調査」より作成 (令和6年3月東京都生活文化スポーツ局発表))

- こうした障害者のスポーツ実施状況や都民のパラスポーツへの関心度等を踏まえ、障害の有無を問わずパラスポーツを楽しみ、観戦し、交流するための取組を、より一層推進していくことが求められます。



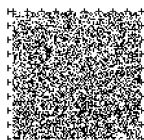
取組の方向性

(パラスポーツの環境づくりの推進)

- 「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、パラスポーツ振興の取組を積極的に進めていきます。
- 多様なメディアを活用した広報や、パラスポーツを体験するイベントの充実により、障害のある人にもない人にも聴覚障害者や知的障害者のスポーツを含む幅広いパラスポーツの理解促進・普及啓発を図るとともに、障害のある人が、スポーツを始めるきっかけを提供していきます。
- 障害のある人が身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、都立特別支援学校の体育施設の活用を促進するなど、障害のある人がスポーツに親しむ場の充実を図っていきます。
- また、行き慣れた場所で安心してスポーツに親しんでいただけるよう、障害福祉サービス事業所等を対象に、利用者の障害特性に応じた運動プログラムを定期的を実施し、身体を動かすことの習慣化を図るとともに、地域のスポーツ施設に出向いていただくきっかけを提供します。
- 加えて、外出が困難であるものの、体を動かす意欲のある障害のある人に対する取組として、障害のある方向けに開発された機器を事業所等に貸し出しオンラインでスポーツの対戦ができる機会を提供するなど、障害のある人とない人が交流できる機会を創出していきます。
- 「パラスポーツ指導員」の資格取得促進やパラスポーツをサポートする人向けの専門ポータルサイトによるボランティア募集等により、パラスポーツを支える人材の育成・活動活性化を更に促進します。
- 国際舞台で活躍する東京ゆかりのアスリートの発掘・育成・強化や、競技団体の体制強化に向けた支援とともに、競技スポーツに取り組む障害のある人を増やす取組等により、パラスポーツの競技力向上を図っていきます。



都立特別支援学校活用促進事業
(フロアホッケー競技体験会の様子)



- 東京都は、東京 2020 大会が残した多くのレガシーを継承するとともに、東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、今後も引き続きこうした取組を通じて、パラスポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。

（特別支援学校におけるパラスポーツの振興）

- オリンピック・パラリンピック教育の成果を踏まえ、都立特別支援学校のレガシーとして、児童・生徒の実態に応じた様々なパラスポーツを取り入れ体育的活動の充実を図るとともに、障害のある児童・生徒一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を築きます。
- また、障害者スポーツへの理解促進を図り、パラスポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を活性化することにより、障害のある児童・生徒への理解を図ります。

主な施策

＜パラスポーツの振興＞

■ 障害者スポーツセンターの運営〔生活文化スポーツ局〕

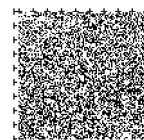
障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、スポーツ教室や大会等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図ります。

- （1）東京都障害者総合スポーツセンター
- （2）東京都多摩障害者スポーツセンター

■ パラスポーツの振興〔生活文化スポーツ局〕

東京都スポーツ推進総合計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進します。

- （1）場の確保
- （2）支える人材の育成
- （3）理解促進
- （4）競技力向上



■ スポーツ空間バージョンアップ補助事業〔生活文化スポーツ局〕

誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、都民の日常にスポーツが溶け込んでいる「スポーツフィールド・東京」と、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すため、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のバージョンアップに係る取組を支援します。

（対象）

東京都内において各区市町村が保有するスポーツ施設等とし、次に掲げる工事とします。

- （１）身近なスポーツ環境の拡充に係る工事
- （２）ユニバーサルデザイン化の推進に係る工事
- （３）国際大会開催等の推進に係る工事

■ 東京都パラスポーツトレーニングセンターの運営〔生活文化スポーツ局〕

パラスポーツの競技団体やチーム、アスリートによる安定的な練習活動等に利用可能な競技力向上の拠点、また、障害のある人もない人もパラスポーツに親しむことのできる普及振興の場として運営します。

■ （再掲）パラスポーツ指導者講習会の実施〔教育庁〕

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催します。

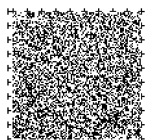
■ 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進〔教育庁〕

- （１）都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発
- （２）地域の小・中学校の児童・生徒への理解啓発のため、都立特別支援学校との交流における障害者スポーツを活用した学習活動の試行

■ 社会教育施設（ユース・プラザ）における活動支援〔教育庁〕

青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツ及び文化・学習活動の機会を提供することにより障害者の心身の維持向上を図るとともに、楽しさを理解してもらいます。

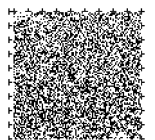
また、施設利用者の障害者スポーツに対する理解を深めます。



(2) 文化芸術活動の推進

現状と課題

- 平成 30 年 6 月、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
- 本法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供と環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが必要です。
- 東京都は、令和 4 年度から令和 12 年度までの東京都の文化行政の方向性や重点施策を示す「東京文化戦略 2030」を令和 4 年 3 月に策定しました。この中で、誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与することを戦略の 1 つとして掲げています。
- 今後も、芸術文化活動を行う障害者やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設等を支援する拠点の設置や、障害者総合美術展、ふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭の実施など、障害者の芸術文化活動への参加を通じ社会参加を促進する取組を進めていくことが求められています。



取組の方向性

- 障害者の社会参加を促進するため、これまでも障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭などを実施してきたほか、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設等を支援する拠点において、文化芸術活動に関する相談支援や、人材の育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の創出等の支援を行っています。
- また、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげるため、障害者の実演芸術分野の発表の機会を定期的に創出しています。
- 障害の有無にかかわらずあらゆる人々が芸術文化を楽しむことができる取組として、様々な社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら、創造性を発揮することのできる芸術活動などへの助成を行っています。加えて、鑑賞サポートツール等の運用・検証（視覚障害者支援機器・聴覚障害者支援機器・手話通訳等）、都立文化施設での環境整備や民間事業に対する助成等を実施し、芸術文化へのアクセシビリティ向上を進めていきます。
- 東京都は、引き続き、これらの取組を通じて、文化芸術を楽しむこと、創造すること、発表すること等の多様な活動の選択肢及び参加する機会の確保等により、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を推進していきます。



第 38 回東京都障害者総合美術展入賞作品

「鉄道ジエンガ」森井武蔵さん

令和5年度
第2回
つながる
音楽会

障害のある方の演奏や合唱等の発表の場

障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業とは
障害のある方の実演芸術分野における発表の機会を定期的に創出し、
障害のある方やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、
相互理解につなげることを目的とした東京都が実施する事業です。

開催日 **2024年2月3日(土)**
開場 13:00 / 開演 14:00(予定)

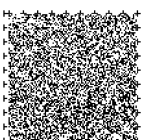
会場 **都議会議事堂1階 都民ホール**
東京都新宿区西新宿2-8-1

★ **出演者大募集** ★
応募締切 2023年 **11/24** 日
バンド・合唱 ジャンルは問いません。

東京都

「障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業」

開催案内



主な施策

<文化芸術活動の推進>

■ 文化芸術関連行事の実施（東京都地域生活支援事業を含む）〔福祉局〕

障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施します。

- （１）障害者美術展の開催
- （２）ふれあいコンサートの実施

■ 障害者芸術活動基盤整備事業〔福祉局〕

障害者の芸術活動の支援拠点を設置し、活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図ります。

- （実施方法）補助により実施
（実施規模）多様な芸術文化活動（美術・舞台芸術等）を支援する団体・1団体

■ 障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業〔生活文化スポーツ局 福祉局〕

障害者の実演芸術分野の発表の機会を定期的に創出し、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげます。

都内の障害者団体等を通じて、障害者の実演芸術分野の発表者を募集・選定し、都民ホールにおいて発表会を開催します。

■ 東京都特別支援学校総合文化祭の実施〔教育庁〕

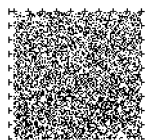
特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図ります。

あわせて、都民への理解・啓発の場とします。

（実施時期：11月から1月）

■ 芸術文化による社会支援助成〔生活文化スポーツ局〕

障害者等による芸術文化の創造・鑑賞活動を促進する事業に対して、その経費の一部を助成することにより、都民の芸術文化活動の充実を図ります。

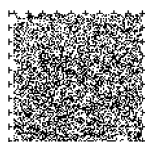


■ クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー〔生活文化スポーツ局〕

芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用し、高齢化や共生社会など、文化の領域を超えた社会課題の解決に向けた新たなアプローチを提示し、芸術文化による社会包摂とウェルビーイングを推進します。

■ 芸術文化へのアクセシビリティ向上〔生活文化スポーツ局〕

文化戦略で掲げる「あらゆる人々が芸術文化を享受できる環境の整備」の実現に向けて、都立文化施設や都・財団の文化事業で鑑賞を支援するための環境整備等に取り組むほか、助成事業を通じて民間事業者の取組を促進します。



(3) 生涯学習・地域活動等への参加の推進

現状と課題

- スポーツや芸術活動、教育等、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことは人生を豊かにします。障害のある人が、様々な障壁のため、こうした活動に参加できないことのないよう合理的配慮が求められるとともに、学びと交流を通して、地域の中で孤立したり、引きこもってしまうことがなくなるよう、様々な配慮が必要です。

取組の方向性

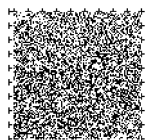
- 青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、様々な人々との交流、社会生活に必要な知識や技能の習得のための学習会、ボランティア活動参加など、多様な活動の場の確保や取組に対して引き続き積極的に支援していきます。

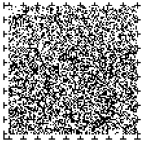
主な施策

<生涯学習・地域活動等への参加の推進>

■ 青年・成人期の余暇活動支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、様々な人々と交流し、社会生活に必要な、知識や技能の習得のための学習会や、ボランティア活動参加などの取組に対して支援します。





コラム 青年・成人期の余暇活動支援事業（町田市での取組み）

事業実施に至る経緯

知的障害のある青年たちが、学校を卒業しても職場に定着することが困難で、転職を繰り返したり、退職して在宅を余儀なくされたり、また、非行グループに巻き込まれたりすることが起こるといった状況のなか、青年たちの親から「集いの場」づくりの要望があがり、これを受け、知的障害のある方を中心とした「障がい者青年学級」（以下「青年学級」といいます。）を昭和49年に開設しました。



コース活動の成果発表会の様子

事業概要

青年学級は、知的障害のある方を対象に、音楽、スポーツ、演劇などの創作活動を通して、集団活動に取り組み「生きる力・働く力」を獲得することをねらいとした学習活動です。学級生は、平日は福祉施設や一般企業へ通所・通勤し、土日は月2回の青年学級に参加し、仲間とともに学び合います。活動内容は、学級生の主体性や学習意欲を尊重し、地域住民や学生といった様々な「担当者」と呼ばれるボランティアスタッフが活動のサポートにあたっています。青年学級は、仲間との交流を通じ、成長し合える場となっています。

また、令和3年度からは、障害のある方が社会で生活しながら学び続けられるように、障害に応じた学習に関するニーズ調査を行ったことを背景に、視覚や聴覚など身体に障害のある方への学習支援を講座方式で行っています。

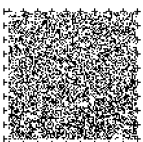
こうした障害のある方が様々な人々と交流することで共生社会への理解を図るとともに、障害のある方の日々の暮らしが豊かになるように取り組んでいます。

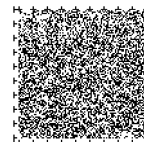
事業の成果

- (1) 学校卒業後における生涯学習及び暮らしを広げるための余暇活動の機会の継続
- (2) 自己・集団決定のための自治を育む力及び仲間づくり・集団づくりを育む力の醸成
- (3) 自身の想いを社会へ発信する力の醸成、及びその成果を発表する機会の確保
- (4) 障害者理解の促進、及び本人活動の会「とびたつ会」などの誕生と継続

課題と今後の事業展開

学級生の固定化・在籍期間の長期化・高齢化、担当者の減少・不足により、新たな学級生を迎えられない状況が続いています。そのため、事業を安全に運営できる体制を整えたうえで、多くの障害のある方々に学習機会を提供できるように、事業の再構築に向け、現在検討を行っています。





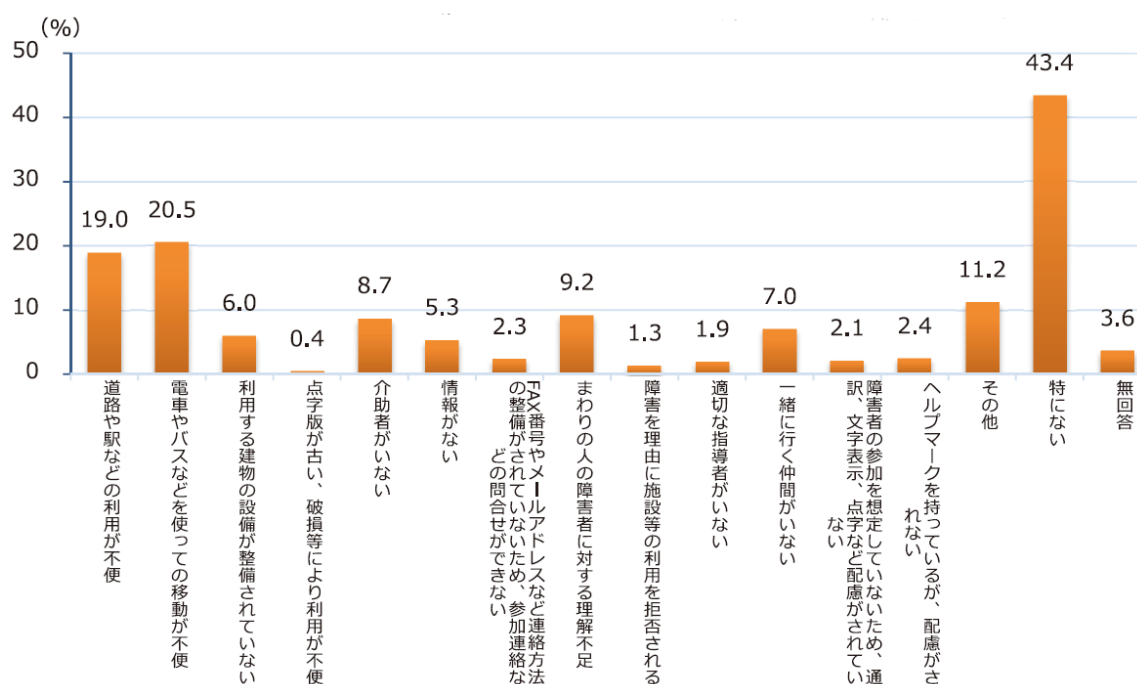
5 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

現状と課題

(バリアフリー化の状況)

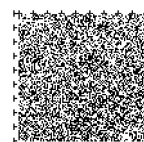
- 平成 30 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動」について、身体障害者では「活動したいと思うができない」の割合が24%でした。また、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、同じく身体障害者では、「電車やバスなどを使っての移動が不便」が最も高く21%、その他「道路や駅などの利用が不便」が19%、「利用する建物の設備が整備されていない」が6%となっています。

社会参加をする上で妨げになっていること【身体障害者】（複数回答、N=2,490）



(平成30年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」(令和元年10月 福祉保健局発表))

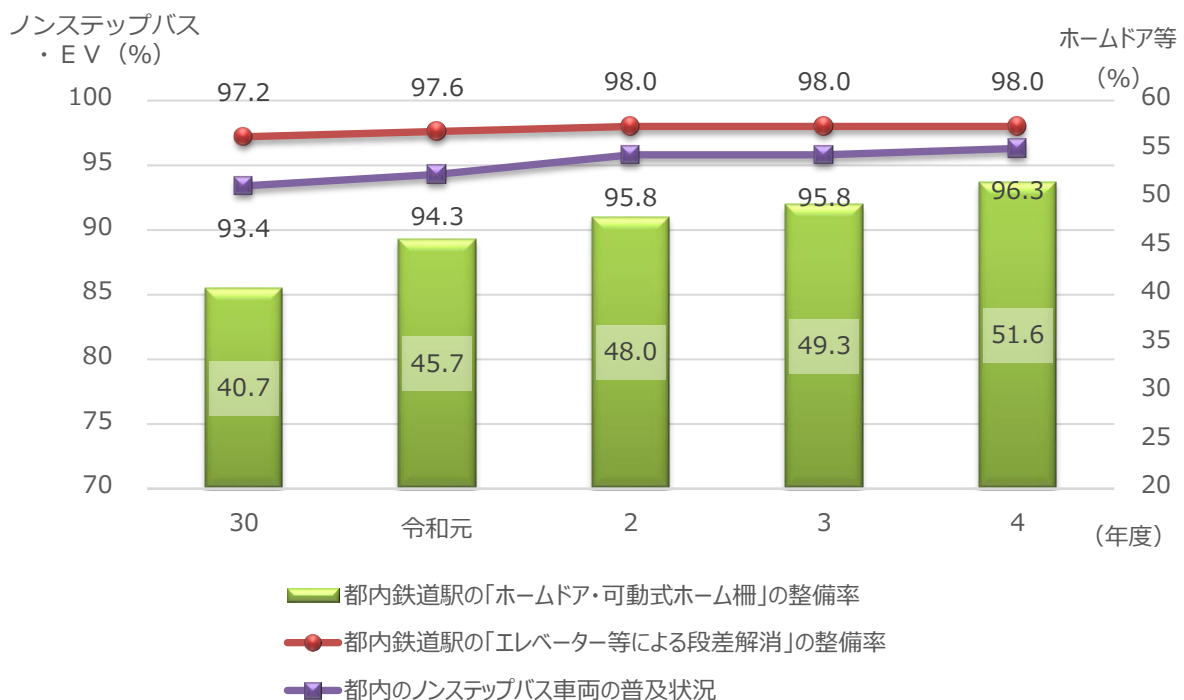
- 東京都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「東京都福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例）」に基づき、「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にか



かわらず、全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

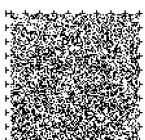
- 建築物のバリアフリー化については、同条例に加え、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」に基づき、新築・増築・改築・用途変更の際に、着実にバリアフリー化を促進してきました。
- また、鉄道駅におけるエレベーター等による段差解消の整備率やノンステップバスの整備率は9割を超えるなど、交通機関や公共空間のバリアフリー化は、着実に進展してきています。

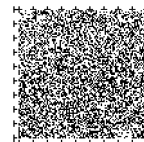
東京都におけるバリアフリー化の進捗状況（公共交通機関）



(都市整備局、交通局資料より作成)

- しかし、依然として、社会参加をする上で妨げがあるとする障害者の割合は少なくないことから、高齢者等も含めた全ての人々が、安全、安心、快適に利用できるよう、更に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。
- 東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、国が平成 29 年 2 月に取りまとめた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底した上で、「障害の社会モデル」を全ての人々が理解し、



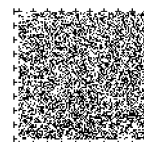


それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であると示されました。これを踏まえ、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしています。

- 東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の機運を今後に生かし、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることが重要です。

取組の方向性

- 東京都は、令和6年3月に、令和10年度までを計画期間とした「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。引き続き、本計画と東京都福祉のまちづくり推進計画の連携を相互に図りながら施策を展開していきます。
- 障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設等のバリアフリー化を進めています。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で円滑に移動できるよう、駅、生活関連施設（官公庁、福祉施設等）を結ぶ都道において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めていきます。
- また、鉄道駅において、移動等の円滑化のためエレベーター等の整備を進めるとともに、安全確保のためホームドア等の整備を更に促進していきます。
- 誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で同行者など他の者と一緒に活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、東京都福祉のまちづくり条例等による整備基準に基づき、建築物や公共交通、道路、公園等において一層のバリアフリー化を進めていきます。整備に当たっては、全ての人が安全で快適に移動できるよう、様々な利用者の視点に立って、ハード・ソフト一体的整備を推進していきます。
- 区市町村における旅客施設や生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路等の面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、区市町村による移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の策定を支援します。



- また、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、様々な利用者に配慮したトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めていきます。

主な施策

<福祉のまちづくりの総合的推進>

■ 障害者に関する調査の実施〔福祉局〕

福祉局において、おおむね5年おきに、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の生活実態調査を実施します（平成25年度からは難病患者も調査対象）。

そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施します。

■ 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進〔都市整備局〕

商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、沿道一体整備事業や延焼遮断帯形成事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進します。

■ 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業）〔都市整備局〕

地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行います。

■ 東京都福祉のまちづくり条例の運用等〔福祉局〕

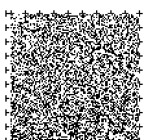
（1）建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図ります。

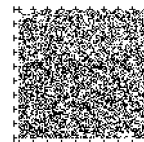
（2）区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行います。

※所管行政庁：独自条例制定による適用除外9区市を除く区市町村

■ （再掲）「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用〔福祉局〕

高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを運営します。





■（再掲）バリアフリー情報のオープンデータ化〔福祉局〕

車椅子利用者対応トイレの設場場所・設備等の情報をオープンデータとして提供します。

■ 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業〔福祉局〕

区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行います。

■ バリアフリー法に基づく認定〔都市整備局〕

バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。

＊バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
（平成 18 年 12 月 20 日施行）

■ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業〔産業労働局〕

高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、民間宿泊事業者を対象にバリアフリー化の取組を支援します。

■ 東京ひとり歩きサイン計画〔産業労働局〕

外国人旅行者や障害者、高齢者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新します。また、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していきます。

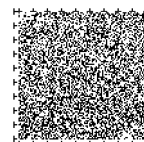
■（再掲）スポーツ空間バージョンアップ補助事業〔生活文化スポーツ局〕

誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、都民の日常にスポーツが溶け込んでいる「スポーツフィールド・東京」と、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すため、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のバージョンアップに係る取組を支援します。

（対象）

東京都内において各区市町村が保有するスポーツ施設等とし、次に掲げる工事とします。

- （１）身近なスポーツ環境の拡充に係る工事
- （２）ユニバーサルデザイン化の推進に係る工事
- （３）国際大会開催等の推進に係る工事



■ 高等学校等への受入れ体制の整備〔教育庁 総務局〕

都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っています。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。

具体的には、

- ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）
 - ②校舎内外の段差解消
 - ③障害者トイレの設置
 - ④廊下・階段の手摺新設
 - ⑤非常用スロープ階段の新設
 - ⑥出入口の扉改造
- 等を行います。

■ 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援〔生活文化スポーツ局〕

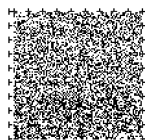
（目的）

私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、公益財団法人東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減します。

（事業内容）

公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行います。（融資限度額 1件10億円）

東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行います。



<公共交通機関の整備>

■ 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）〔都市整備局〕

JR・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してバリアフリールート確保に必要なエレベーターやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備に対する補助を行います。

■ 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）〔都市整備局〕

JR・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。

■ 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅バリアフリースイレ等整備促進事業）〔都市整備局〕

JR・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行います。

■ だれにも乗り降りしやすいバス整備事業〔都市整備局〕

公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図ります。

■ 都営交通の施設・設備の整備〔交通局〕

- (1) バリアフリールートの充実
- (2) 地下鉄車両へのフリースペースの導入
- (3) 地下鉄駅におけるホームと車両の段差・隙間の縮小

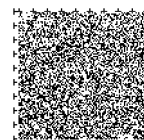
車椅子使用者が駅員等の介助なしに車両に乗降しやすくするため、浅草線及び三田線において、ホームと車両の段差・隙間の縮小に向けた取組を進めます。

■ アクセシブル・ツーリズム支援事業〔産業労働局〕

高齢者や障害者等が積極的に外出して、様々な交通機関等を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進します。

■ 観光バス等バリアフリー化支援事業〔産業労働局〕

高齢者や障害者が安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バスの導入等を支援します。



<道路の整備>

■ 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化〔建設局〕

(1) 安全で快適な歩道の整備

歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した幅員 2.0m 以上の歩道を整備し、誰もが安全で安心して通行できる歩行空間を創出します。

(2) 道路のバリアフリー化

平成 28 年 3 月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅・生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化を推進します。

また、道路のバリアフリー化を東京 2020 大会のレガシーとして次世代に引き継ぐため、主要な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化を推進します。

■ 横断歩道橋のバリアフリー化〔建設局〕

既設歩道橋等において機械式昇降装置（エレベーター）やスロープなどを設置し、バリアフリー化を図ります。

■ 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備〔建設局〕

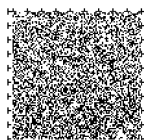
渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とします。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進します。

■ 無電柱化の推進〔建設局〕

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線類を地下に収容し、無電柱化を推進します。無電柱化事業を実施する場合は、沿道状況を勘察し、可能な限り舗装復旧工事に併せてバリアフリー化の整備を実施していきます。

■ 視覚障害者誘導用ブロック等の設置〔建設局〕

視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるようにするため、視覚障害者誘導用ブロック等を設置します。



■ 路上放置物等の是正指導、広報〔建設局 警視庁〕

（建設局）

安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行います。また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていきます。

（警視庁）

安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行います。

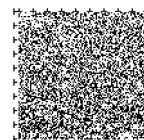
また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていきます。

■ 視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの設置〔警視庁〕

視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備します。

■ 道路標識の整備〔警視庁〕

見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図ります。



＜公園、河川等の整備＞

■ 海上公園における障害者向け配慮〔港湾局〕

海上公園を車いす使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図ります。また、新設時も「車椅子使用者トイレ」等を備えた整備を図ります。

■ 海岸保全施設整備に合わせたバリアフリー化等の推進〔港湾局〕

誰もが水に親しめるよう、東京港における東京都の海岸保全施設（防潮堤、内部護岸）整備に当たり、想定される最大級の地震や台風への備えとしての機能を確保しつつ、周辺の土地利用なども考慮した上で地元区とも連携し、可能な限りバリアフリー化の推進を図ります。

■ 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進〔建設局〕

誰もが水辺に親しめるように、河川の整備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図ります。

また、整備済の箇所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図ります。

（１）中小河川整備での取組

- ①護岸整備に合わせた管理用通路の設置
- ②背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置します。

（２）低地河川整備での取組

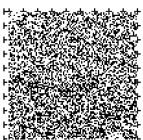
- ①スーパー堤防等の整備に併せ、スロープの設置を図ります。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図ります。

（３）整備済河川での取組

- ①整備済の箇所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図ります。

■ 都立公園の整備〔建設局〕

緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進めます。主な整備内容は、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等です。



＜住宅の整備＞

■ 既存の都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置）の推進〔住宅政策本部〕

都営住宅等の建替えに当たっては、良質な住宅供給を推進する観点から全てのバリアフリー化を行っています。

既存の都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進めます。

■ 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備〔住宅政策本部〕

都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備します。

